

川島町都市計画マスタープラン(案)

2021年（令和3年）12月

川島町まち整備課

目 次

序章 都市計画マスタープランとは.....	1
序-1 都市計画マスタープランの性格	1
序-2 都市計画マスタープランの役割	1
序-3 川島町における都市計画マスタープランと改定の背景.....	2
序-4 川島町都市計画マスタープランの位置づけ	3
序-5 計画の目標年次.....	4
序-6 計画の構成	4
第1章 近年の社会経済情勢の変化.....	5
第2章 川島町の現況.....	7
2-1 位置・地勢	7
2-2 人口・世帯構造.....	9
2-3 土地利用・市街地整備	14
2-4 道路・交通体系.....	20
2-5 産業特性.....	22
2-6 主要施設の状況.....	26
2-8 災害ハザード	29
2-9 住民意向.....	31
第3章 まちづくりの課題	33
第4章 都市の将来像.....	37
4-1 将来都市像	37
4-2 将来人口フレーム	39
4-3 将来都市構造	40
第5章 まちづくりの基本方針	43
5-1 土地利用と市街地整備の方針	43
5-2 道路・交通体系の整備の方針	46
5-3 水と緑のまちづくりの方針	48
5-4 ふるさと景観の保全・形成の方針	50
5-5 公共公益施設の整備の方針	51
5-6 安全・安心のまちづくりの方針	52
第6章 地域別構想	54
6-1 地域設定の考え方	54
6-2 西部北地域のまちづくり構想.....	55
6-3 西部南地域のまちづくり構想.....	59
6-4 東部地域のまちづくり構想	63
第7章 構想の実現に向けて.....	67

【参考資料】（原案確定後のデザイン段階で作成予定）

用語解説.....	●
策定の経過	●
住民意見の概要.....	●

序章 都市計画マスタープランとは

序-1 都市計画マスタープランの性格

都市計画マスタープランとは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映して、安全で快適な都市環境をつくりだすために定めるまちづくりに関する基本的・総合的・長期的な方針です。具体的には、都市の将来像やまちづくりの基本方針、それらの実現に向けた方針を示すものです。

また、都市計画マスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本方針」として、都市計画法第18条の2に位置付けられている法定計画です。

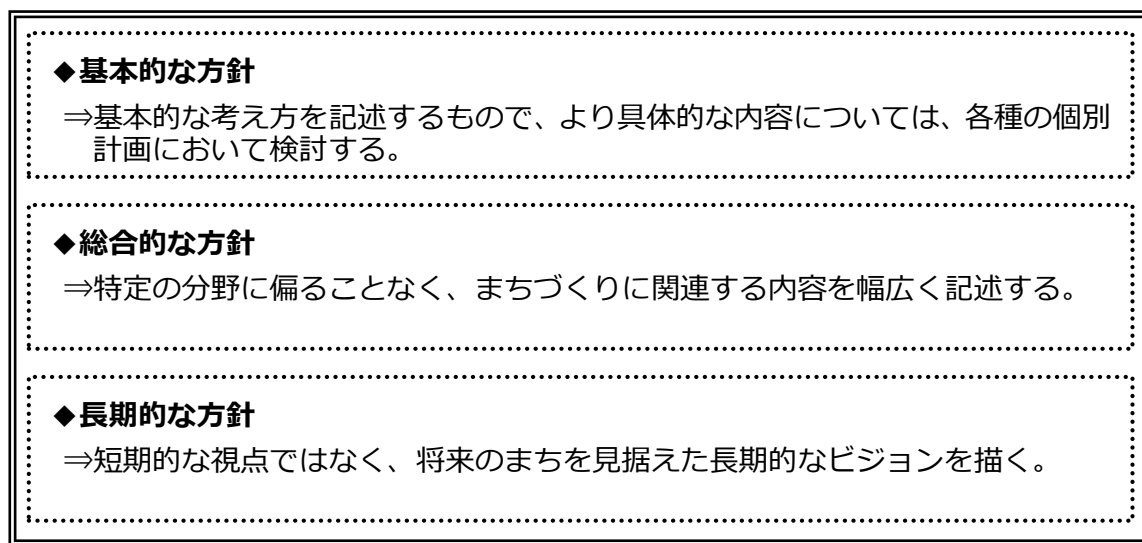


図 都市計画マスタープランの性格

序-2 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、主に次のような役割を果たします。

①連携による取組みを可能とする

行政のみならず、住民や民間事業者などが、都市の将来像やまちづくりの基本方針などに関する内容を共有することで、さまざまな主体が連携したまちづくりの推進が可能となります。

②各分野の相互連携を強化する

まちづくりに関する考え方を包括的にまとめるため、道路、公園、景観など、各分野のまちづくりにおける相互連携が強化され、総合的な施策の推進につながります。

③都市計画の決定や関係機関に協力を求める際の根拠となる

都市計画の決定や変更の際の指針となるほか、国や埼玉県、周辺の市町など他の行政機関や民間事業者・地域・住民に対して、まちづくりへの協力を求める根拠となります。

序-3 川島町における都市計画マスタープランと改定の背景

川島町（以下「本町」という。）では、平成13年（2001年）2月に「川島町都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）」を策定し、都市計画やまちづくりに関する施策を実施してきました。特に、平成20年（2008年）3月の首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）川島インターチェンジの供用開始にともない、郊外型の大型商業施設の誘致や川島インター産業団地の整備などが進展し、町にとって重要な産業の拠点が形成されました。このような状況を踏まえ、平成25年度（2013年度）には、本計画の一部改定を実施しました。

しかし、近年では、人口減少や少子高齢化が顕著にみられるようになったほか、地球温暖化をはじめとする環境問題への意識の高まりや、激甚化する自然災害などに対応する防災意識の高まりなど、本町をとりまく社会経済情勢は大きく変化してきました。加えて、高まる企業立地ニーズに応える観点から、川島インターチェンジ周辺における更なる産業基盤整備の早期実現も、喫緊の課題となっています。

こうした背景から、将来に向けて持続的に発展する本町の将来像を示すものとして、本計画を改定しました。

序-4 川島町都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、埼玉県が定める「川越都市計画（川越市、日高市、川島町）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めています。また、「第6次川島町総合振興計画（基本構想）」に示す町政運営の基本理念を継承しつつ、都市計画・まちづくりの分野に関する都市の将来像や施策の方向（まちづくりの基本方針）を示しています。

本計画で示した内容を踏まえて、都市計画法に基づく個別の都市計画（用途地域や地区計画、都市施設、市街地開発事業など）の決定（変更）を検討していくことになります。また、個別計画を定める際の根拠となります。

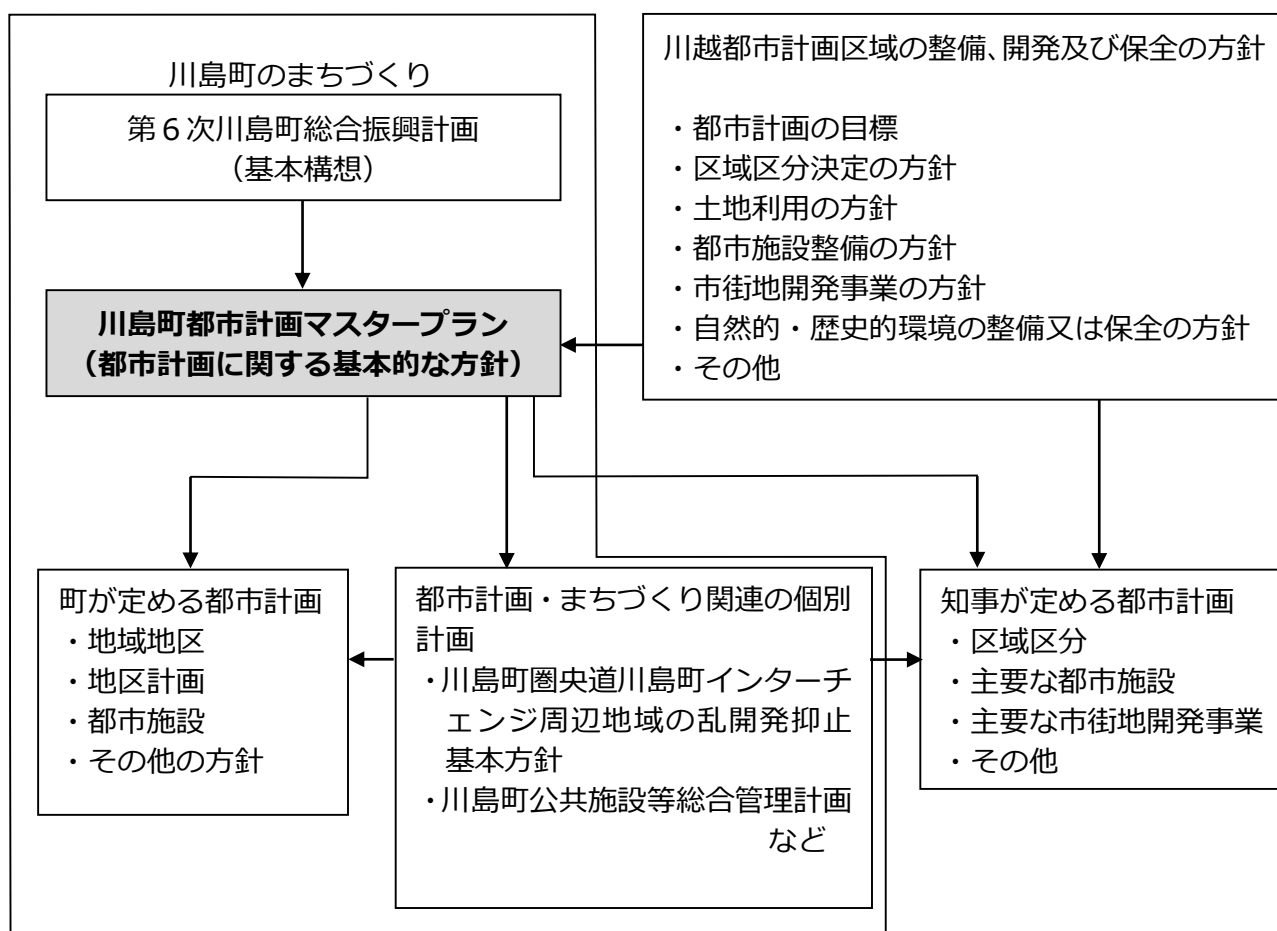


図 都市計画マスタープランと諸計画の関係

序-5 計画の目標年次

都市計画は、その実現に至るまでに極めて長い時間を要するため、長期的な視点に立って進めていくことが必要となります。そのため、本計画の目標年次を、20年後である令和23年度（2041年度）とします。

ただし、社会経済情勢や本町の都市計画をめぐる状況に大きな変化が生じた場合には、途中段階で計画を見直すこととします。

序-6 計画の構成

■本計画の構成は、以下のとおりです。

【基本的事項】：計画策定の前提となる事項

序 章 都市計画マスタープランとは（本章）

第1章 近年の社会経済情勢の変化

第2章 川島町の現況

第3章 まちづくりの課題

【全体構想】：町全体の都市計画の方向性

第4章 都市の将来像

第5章 まちづくりの基本方針

【地域別構想】：3つの地域別の都市計画の方向性

第6章 地域別構想

- ・西部北地域
- ・西部南地域
- ・東部地域

【構想実現化方策】

第7章 構想の実現に向けて

【参考資料】

用語解説

策定の経過

住民意見の概要

第1章 近年の社会経済情勢の変化

本町の都市計画やまちづくりの基本方針を考えるうえでは、近年のわが国全体の社会経済情勢を把握しておく必要があります。

(1)人口構造の変化

わが国の人口は戦後一貫して増加を続けてきましたが、平成20年（2008年）をピークに減少に転じています。そして近年はその傾向に拍車がかかり、将来はさらに加速度的に減少していくことが予想されています。従来から続いていた少子高齢化に加えて総人口が減少することで、社会活力や産業活力の減衰、福祉介護需要の大幅な増大、国や自治体の財政悪化などが懸念されています。

都市計画の分野においても、こうした人口構造の変化が影響を及ぼしています。

(2)環境問題の解決と持続的発展の必要性の認識

近年の気候変動と地球温暖化の因果関係が明らかであるという考え方が共有されるようになり、地球規模の環境問題に対応していく必要性が、以前にも増して重要視されています。また、国連においてSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、わが国でもその実現に向けた取り組みが官民双方で活発化しています。

都市計画の分野においても、地球規模の環境問題解決に地域レベルで取り組むべきこと、都市の持続的な発展を目指す観点から、「コンパクトシティ」の形成などを図ることが重要なテーマとなっています。

(3)高度情報化社会の到来と産業構造の変化

今世紀初頭にはICT革命（IT革命）と呼ばれていた情報技術革新の動きが、近年さらに顕在化し、人口知能（AI）の汎用化、5Gなどによる情報通信の高速化が進行しています。こうした流れは、society5.0の到来、DX（デジタル・トランスフォーメーション）などと呼ばれ、産業・行政・教育・医療など、各種の分野に大きな変革をもたらしています。これにより、さらなるグローバル化、ネットビジネスの隆盛（同時に従来型商店街の衰退）、在宅勤務の増加による新たなビジネス形態の模索などの現象がみられます。

都市計画の分野においても、都市空間の情報処理技術が向上しているほか、交通分野における自動運転技術の普及への期待など、大きな可能性が生まれています。

(4)安全・安心な社会構築の必要性

平成23年（2011年）の東日本大震災以降も地震が頻発し、南海トラフなどにおける巨大地震の発生が危惧されるなど、地震対策の重要性はさらに高まりを見せています。また、風水害・土砂災害などの発生頻度の増大と規模の拡大傾向がみられ、強力な対策を講じる必要性が指摘されています。

都市計画の分野においても、建築物や構造物の耐震化や不燃化の促進、増加する空き家の適切な維持管理、ハザードマップの充実と普及などが課題となっています。

また、安全・安心な生活環境を構築するという観点からは、防犯対策や新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症対策も重要なテーマとなっています。

(5)住民ニーズのさらなる多様化と高度化

経済成長とともに、住民ニーズは「生きるため」から「充実した生きがいの感じられる生活をするため」に変化してきました。近年はこの傾向がさらに高まり、ボランティア活動やNPO活動などが活発化しているほか、「スローライフ」や「ロハス」と呼ばれる精神的な豊かさを重視したライフスタイルを選択する人も増えてきています。新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部には「脱大都市」の動きもみられます。

都市計画の分野においても、こうした住民ニーズを敏感に受け止め、ニーズに対応した生活や産業活動の空間づくりが求められるようになっていきます。

(2)地勢

本町は、大宮台地、比企丘陵及び入間台地に挟まれた荒川流域の低地に位置し、四方を河川に囲まれています。地形は、旧河道沿いに形成された自然堤防（微高地）を除いて低湿な氾濫原が広い面積を占めています。地形勾配も西部から東部に向かって1,000分の1程度（高低差約7m）となっています。

本町の地形は大きく3つに分けられ、自然堤防（微高地）、旧河道地域、氾濫原からなり、水と緑豊かな田園環境を形成しています。自然堤防上には集落が発達し、樹林地もみられるなど良好な集落景観を形成しています。旧河道地域や氾濫平野は、水田として利用されています。



図 本町周辺の地形

資料: 国土地理院ホームページ ベクトルタイル「地形分類(自然地形)」

2-2 人口・世帯構造

(1) 総人口及び世帯数

令和2年（2020年）の人口・世帯数は、19,398人、7,255世帯となり、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。

1世帯当たりの人数は、昭和45年（1970年）の5.06人/世帯から一貫した減少傾向にあり、令和2年（2020年）には2.67人/世帯となっています。

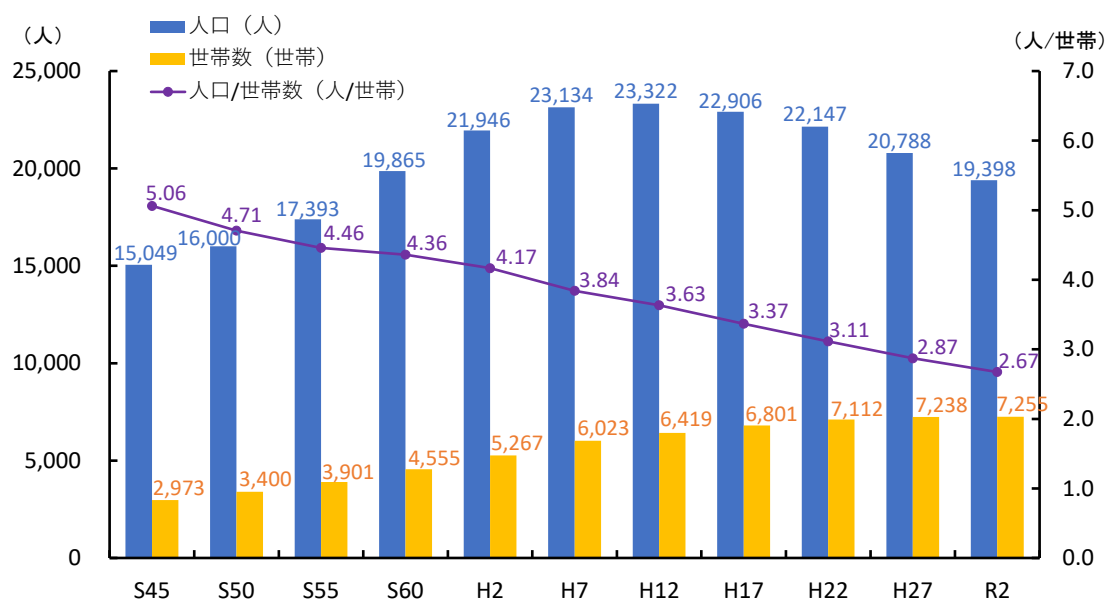


図 人口・世帯数・1世帯当たりの人数の推移

資料：国勢調査

※令和2年（2020年）は速報集計値である。

(2)年齢別人口

平成27年（2015年）の年齢別人口は、年少人口（0～14歳）2,201人、生産年齢人口（15～64歳）12,219人、老年人口（65歳以上）5,803人となっています。老年人口比率は28.7%となっており、平成22年（2010年）時よりも6.1%上回っています。

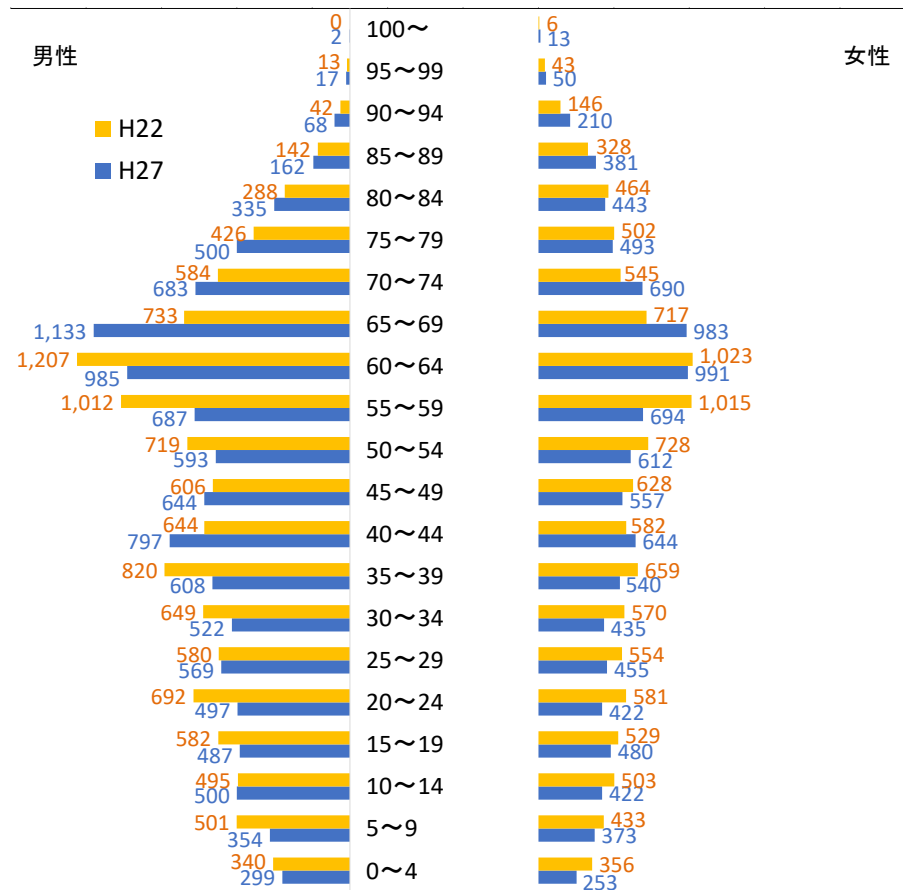


図 人口ピラミッド(年齢5歳階級)

表 年齢3区分別の人口

年	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
平成22年	2,628人 (12.0%)	14,380人 (65.4%)	4,979人 (22.6%)
平成27年	2,201人 (10.9%)	12,219人 (60.4%)	5,803人 (28.7%)

資料: 国勢調査

※年齢不詳は除いているためp.10の総数とは一致しない。

(3) 昼夜間人口

平成27年（2015年）の昼間人口・夜間人口は、21,424人・20,788人となり、昼間人口は増加傾向、夜間人口は減少傾向にあります。

本町における夜間人口100人当たりの昼間人口である昼夜間人口比率は、平成12年（2000年）から増加傾向となり、平成27年（2015年）には103.1%となっています。

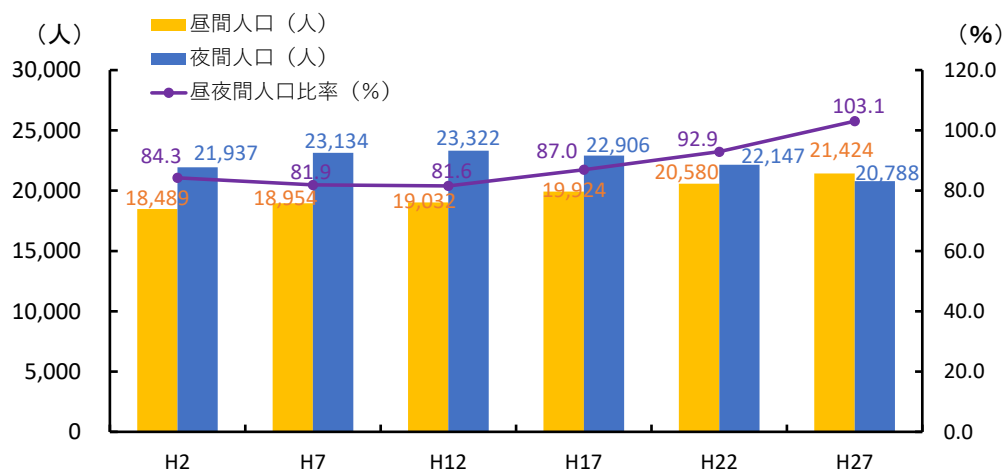


図 昼夜間人口・昼夜間人口比率の推移

資料：国勢調査

(4) 流入・流出状況

平成27年（2015年）の流入・流出状況は、周辺都市である川越市、坂戸市、東松山市の3市との流入・流出が強く見られます。

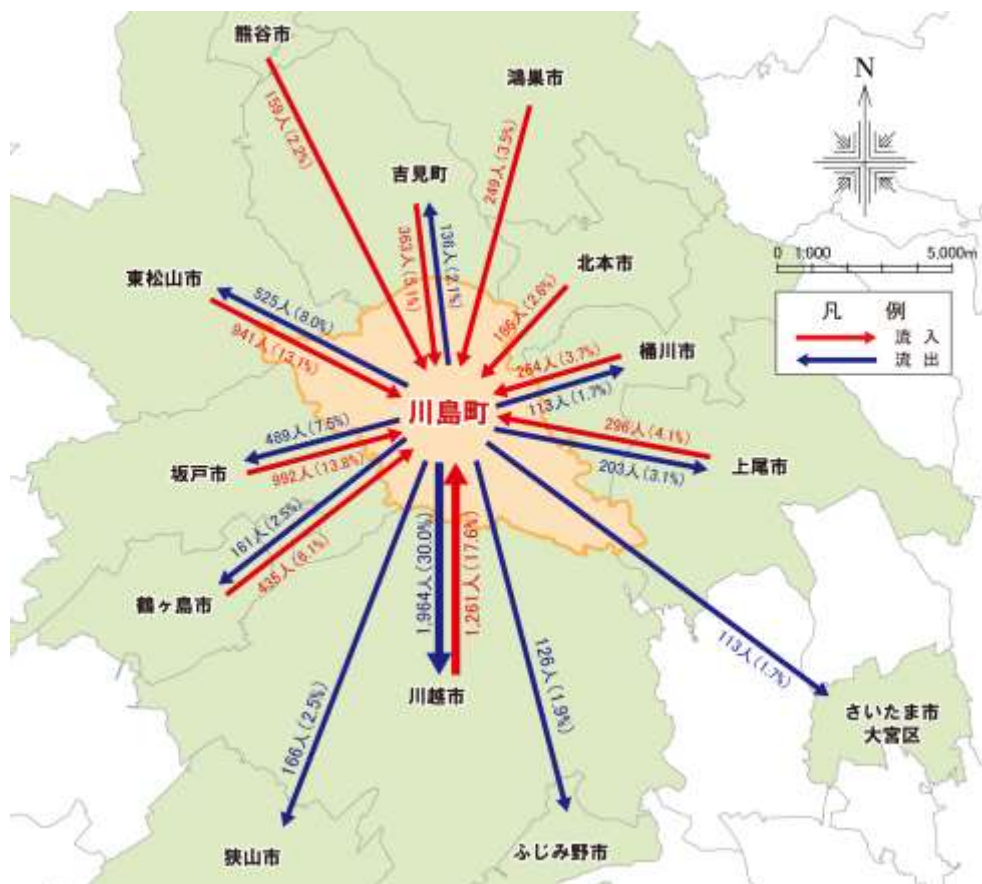


図 流出・流入状況

資料: 平成27年国勢調査

※図では流出・流入ともに、第10位までの市区町村を掲載している。

表 本町へ流入する人の常住地

順位	市区町村名	流入人口	構成比
1	川越市	1,261人	17.6%
2	坂戸市	992人	13.8%
3	東松山市	941人	13.1%
4	鶴ヶ島市	435人	6.1%
5	吉見町	363人	5.1%
6	上尾市	296人	4.1%
7	桶川市	264人	3.7%
8	鴻巣市	249人	3.5%
9	北本市	186人	2.6%
10	熊谷市	159人	2.2%
11位以下は、毛呂山町、狭山市、鳩山町、小川町、滑川町 等		2,035人	28.3%

表 本町に常住する人の流出先(通勤地・通学地)

順位	市区町村名	流出人口	構成比
1	川越市	1,964人	30.0%
2	東松山市	525人	8.0%
3	坂戸市	489人	7.5%
4	上尾市	203人	3.1%
5	狭山市	166人	2.5%
6	鶴ヶ島市	161人	2.5%
7	吉見町	136人	2.1%
8	ふじみ野市	126人	1.9%
9	さいたま市大宮区	113人	1.7%
10	桶川市	113人	1.7%
11位以下は、東京都千代田区、所沢市、東京都新宿区、熊谷市、東京都豊島区 等		2,549人	38.9%

資料: 平成27年国勢調査

(5)市街地の人口・世帯数・人口密度

平成27年（2015年）の市街化区域内の人口・世帯数は、9,972人、3,552世帯となっています。特に人口密度が減少傾向にあり、平成22年（2010年）時よりも2.1人/ha下回っています。

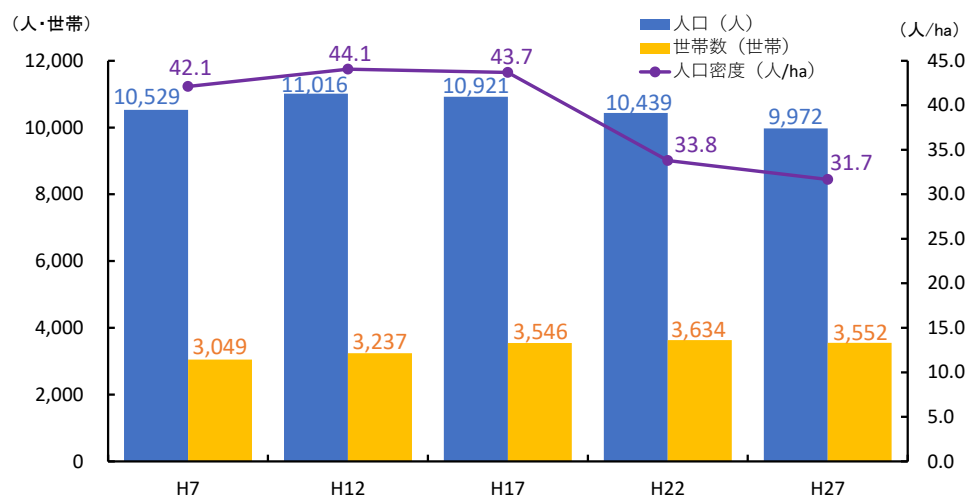


図 市街地の人口・世帯数・人口密度の推移

資料：都市計画基礎調査(川島町)

2-3 土地利用・市街地整備

(1) 土地利用の状況

令和2年（2020年）の地目別土地面積は、農地（田1,425.5haおよび畑835.3haの合計）が2,260.8haとなり、全体の54.3%となっています。

宅地は554.9haとなり、平成12年（2000年）時よりも2.4%増加しています。

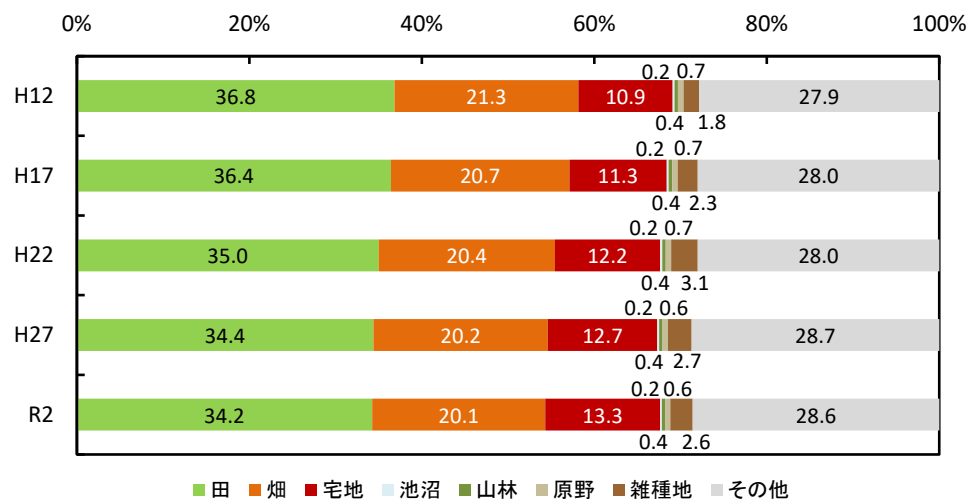


図 地目別土地利用面積の割合

資料：埼玉県統計年鑑

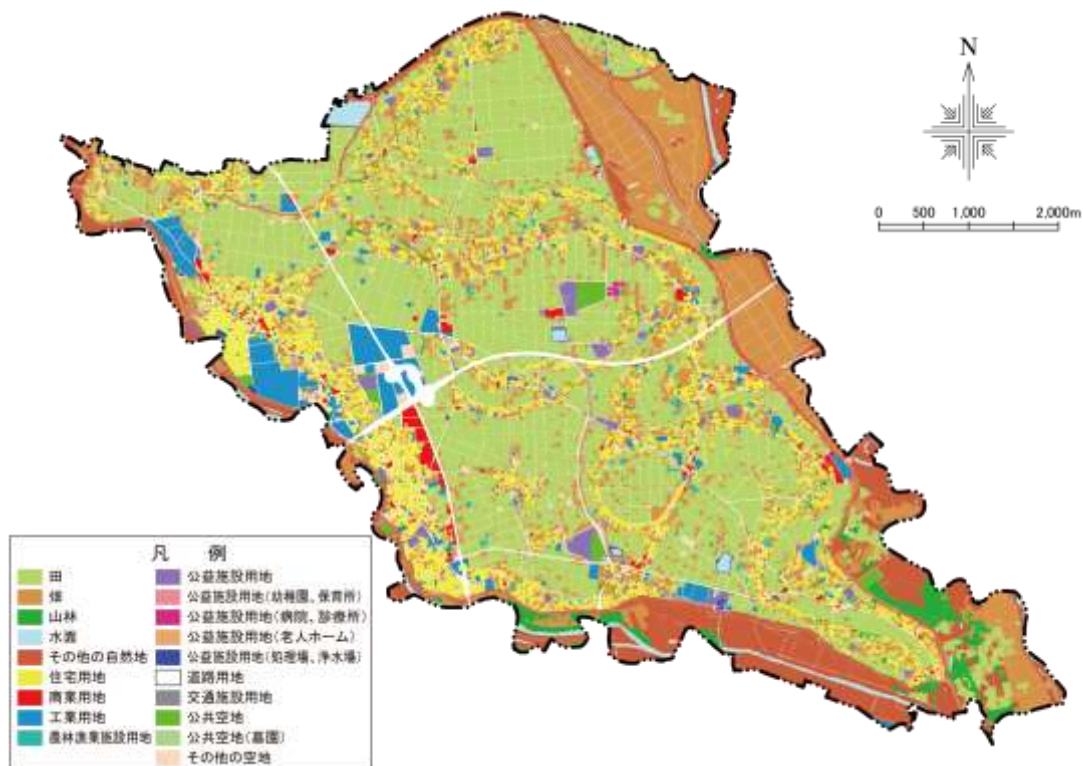


図 土地利用の状況

資料：平成27年都市計画基礎調査(川島町)

(2) 用途地域

用途地域面積は、市街化区域が315.5haであり、住居系用途地域が189.2ha（59.9%）、工業系用途地域が126.3ha（40.1%）となっています。本町には商業系用途地域はありません。全体面積でみると、市街化区域が7.6%、市街化調整区域が92.4%となっています。

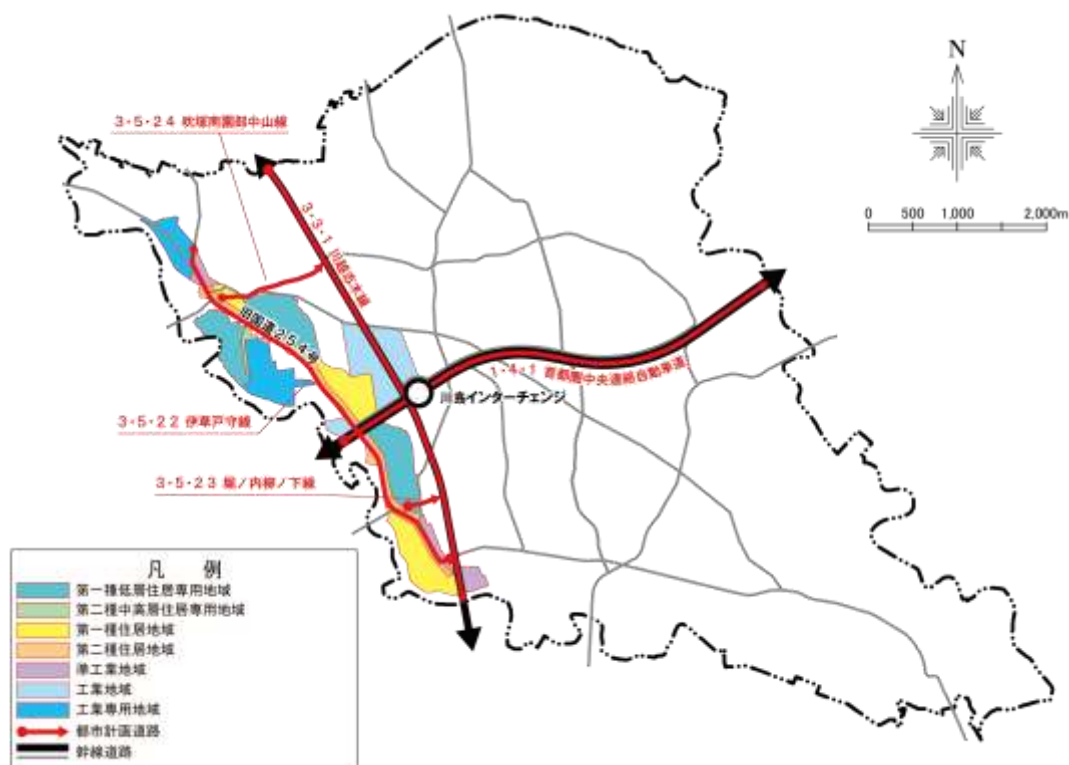


図 用途地域の指定状況

資料: 国土数値情報ダウンロードサービス

表 用途地域の指定状況一覧(令和3年4月1日現在)

区 分	面 積	区域区分面積割合	用途地域面積割合	備 考
総数	4,163.0ha	100.0%	—	—
市街化区域	315.5ha	7.6%	100.0%	—
第一種住居地域	62.9ha	—	19.9%	住居系用途地域 合計 189.2ha 59.9%
第二種住居地域	33.8ha		10.7%	
第一種低層住居専用地域	89.3ha		28.3%	
第二種中高層住居専用地域	3.2ha		1.0%	
準工業地域	19.1ha		6.1%	工業系用途地域 合計 126.3ha 40.1%
工業専用地域	48.4ha		15.4%	
工業地域	58.8ha		18.6%	
市街化調整区域	3,847.5ha	92.4%	—	—

資料: まち整備課

(3) 空き家数・空き家率

平成30年（2018年）の空き家数・空き家率は、770戸、9.5%となり、空き家数・空き家率ともに増加傾向にあります。特に平成25年（2013年）から平成30年（2018年）にかけて、空き家率が4.1%増加しています。

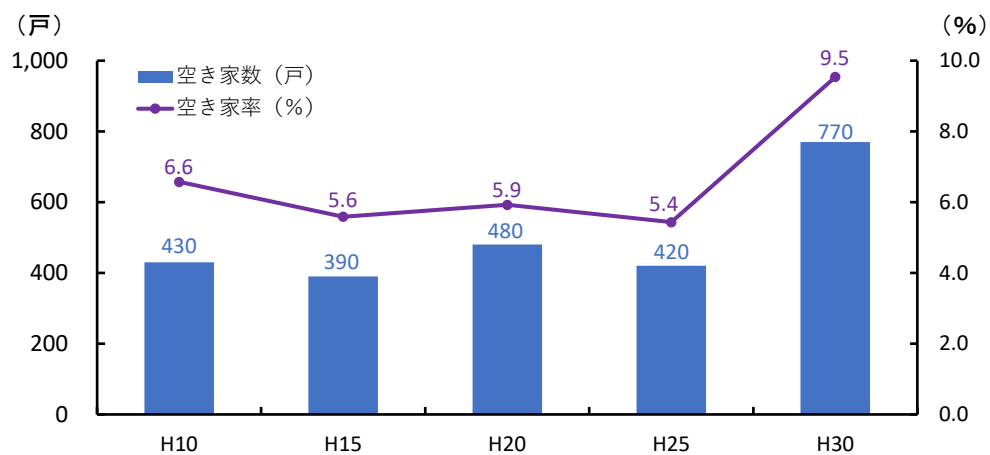


図 空き家数・空き家率の推移

資料: 住宅・土地統計調査

※空き家率＝空き家数／総住宅数×100

(4)地価動向

令和2年(2020年)の住宅地の平均価格は、27,900円/㎡となり、平成25年(2013年)から下落傾向にあります。工業地の平均価格は48,000円/㎡となり、平成25年(2013年)と比較して12,200円/㎡上昇しています。

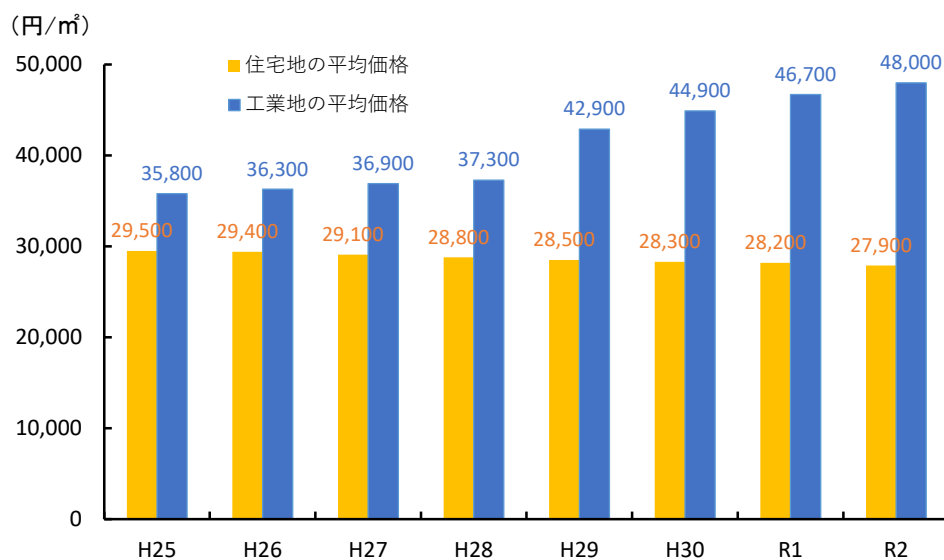


図 住宅地及び工業地の地価動向の推移

資料:埼玉県地価調査のあらまし

(5)市街地整備事業等の状況

土地区画整理事業は、川島インターチェンジ北側地区土地区画整理事業約47.0haが平成21年（2009年）に、三島地区土地区画整理事業約5.2haが平成30年（2018年）に完了しました。大規模な計画開発としては、川島工業団地造成事業約55.2haが昭和57年（1982年）に完了しました。

また、市街化調整区域には、都市計画法第34条第11号及び第12号区域があり、町条例で立地基準を定めています。

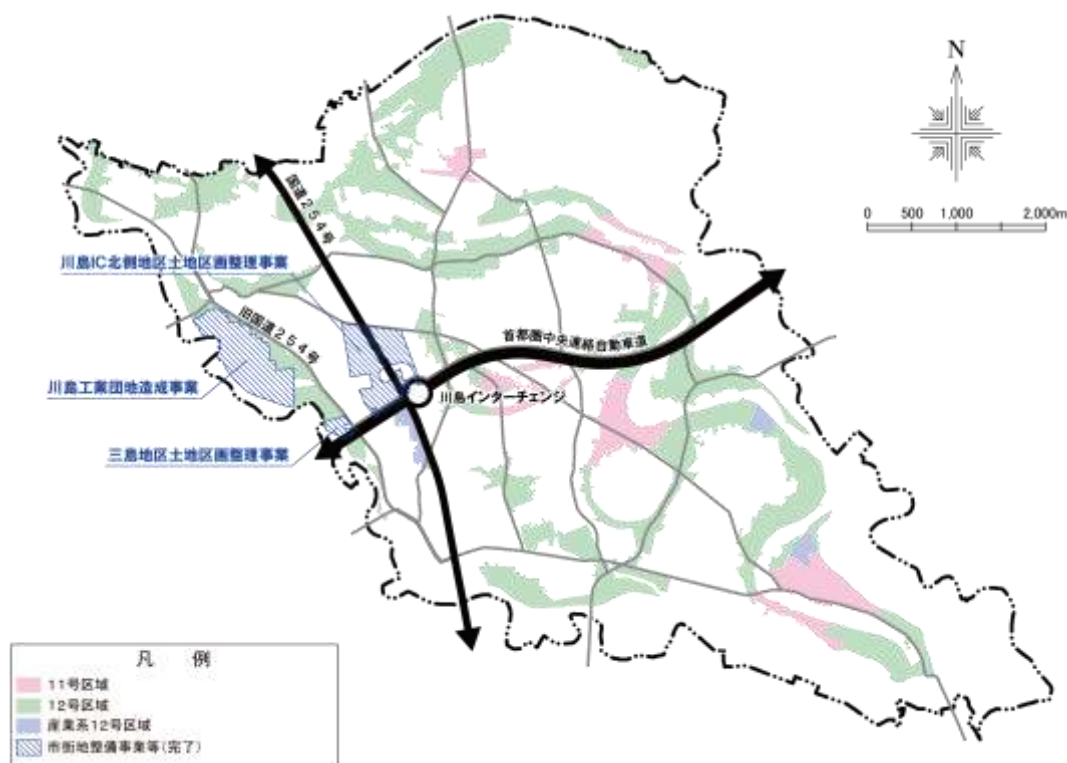


図 市街地整備事業等の状況

資料：平成27年都市計画基礎調査（川島町）、まち整備課

表 市街地整備事業等の状況一覧

	事業名	事業主体	施行年度		区域面積（ha）			計画人口
			開始	完了	計	市街化区域	市街化調整区域	
1	川島工業団地造成事業	埼玉県企業局	S49	S57	55.2ha	55.2ha	0.0ha	3,000人
2	川島IC北側地区土地区画整理事業	民間企業	H19	H21	47.0ha	47.0ha	0.0ha	0人
3	三島地区土地区画整理事業	民間企業	H27	H29	5.2ha	5.2ha	0.0ha	8人

資料：平成27年都市計画基礎調査（川島町）

(6)地区計画

地区計画は、八幡地区約27.5ha及び伊草地区約22.5haの住居系が2地区、川島インターチェンジ北側地区約59.5ha及び三島地区約6.1haの工業系が2地区の合計4地区を策定しています。

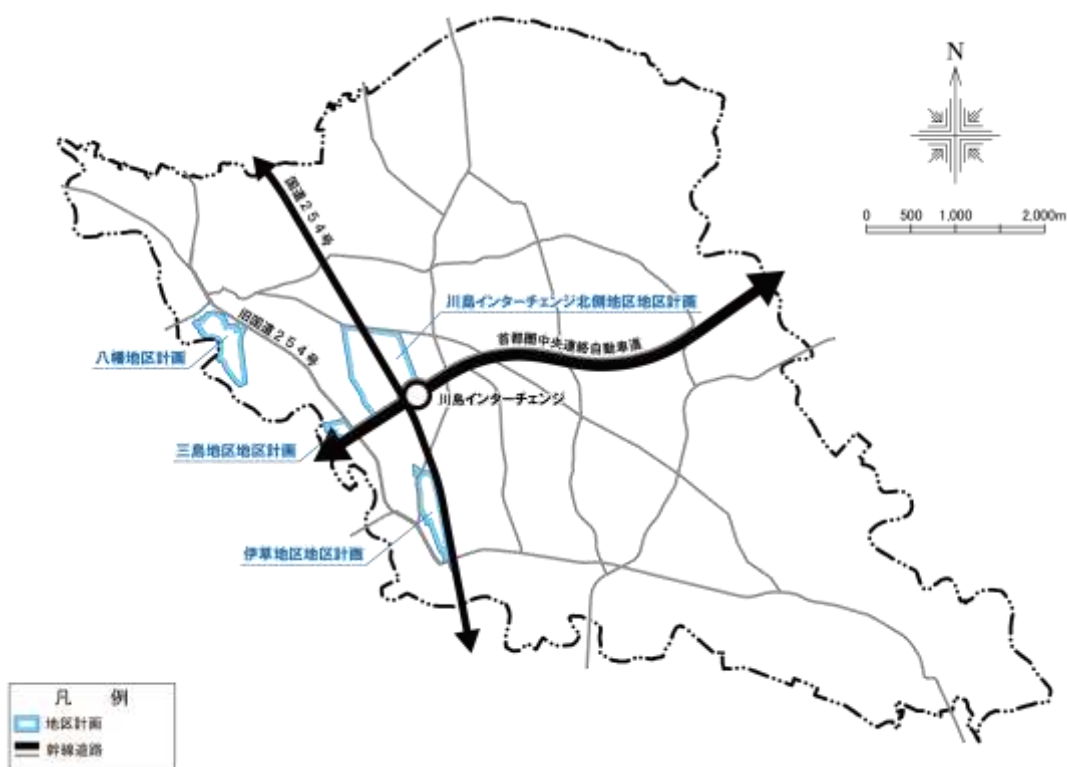


図 地区計画の策定状況

資料:まち整備課

表 地区計画の策定状況一覧

地区名	告示年月日	位置	面積	地区計画の目標
1 八幡地区	平成12年 4月17日	八幡1丁目から 5丁目の全部	約27.5ha	現在の良好な住環境の維持・保全を図り、安全で快適なまちづくりを行う。
2 川島インターチェンジ北側地区	平成20年 12月17日	中山及び 上伊草各地内	約59.5ha	インターチェンジ周辺という交通の利便性を生かしつつ、土地区画整理事業の事業効果の維持と増進を図るとともに、産業拠点にふさわしい工業団地、物流拠点の形成、周辺の農地等と調和する田園産業都市の形成を図る。
3 三島地区	平成27年 3月27日	上伊草地内	約6.1ha	工場跡地活用による町内の高まる産業系開発の受け皿を確保し、秩序ある土地利用を誘導するとともに、土地区画整理事業による事業効果の維持・増進を図り、周辺環境と調和する市街地の形成を図る。
4 伊草地区	令和2年 4月1日	伊草及び 上伊草、下伊草 地内の一部	約22.5ha	都市的土地利用をコントロールし、秩序ある土地利用の実現を図り、農地と調和した地域住民の生活環境の保全を図る。

資料:町ホームページ

2-4 道路・交通体系

(1)道路網

本町は、国道1路線、県道6路線が通過して骨格を形成しています。

また、高規格幹線道路である圏央道の利用については、本町内に川島インターチェンジがあり、広域交通の利便性が高くなっています。

令和3年（2021年）3月現在の都市計画道路の整備状況は、約64%となっています。



図 道路網の状況

資料：平成27年都市計画基礎調査（川島町）

(2)バス・交通サービス

本町には民間路線バスが8路線運行しています。周辺市町との間を結ぶ重要な公共交通となっていますが、本町の西部は民間路線バスが充実している一方、本町北東部及び南東部には交通空白地域が見られます。

民間路線バスを利用できない住民に対しては、事前に登録することで、自宅などから町内の行きたい場所や指定の町外病院に行くことができるデマンド型交通「かわみんタクシー」があり、交通弱者の移動を支援しています。

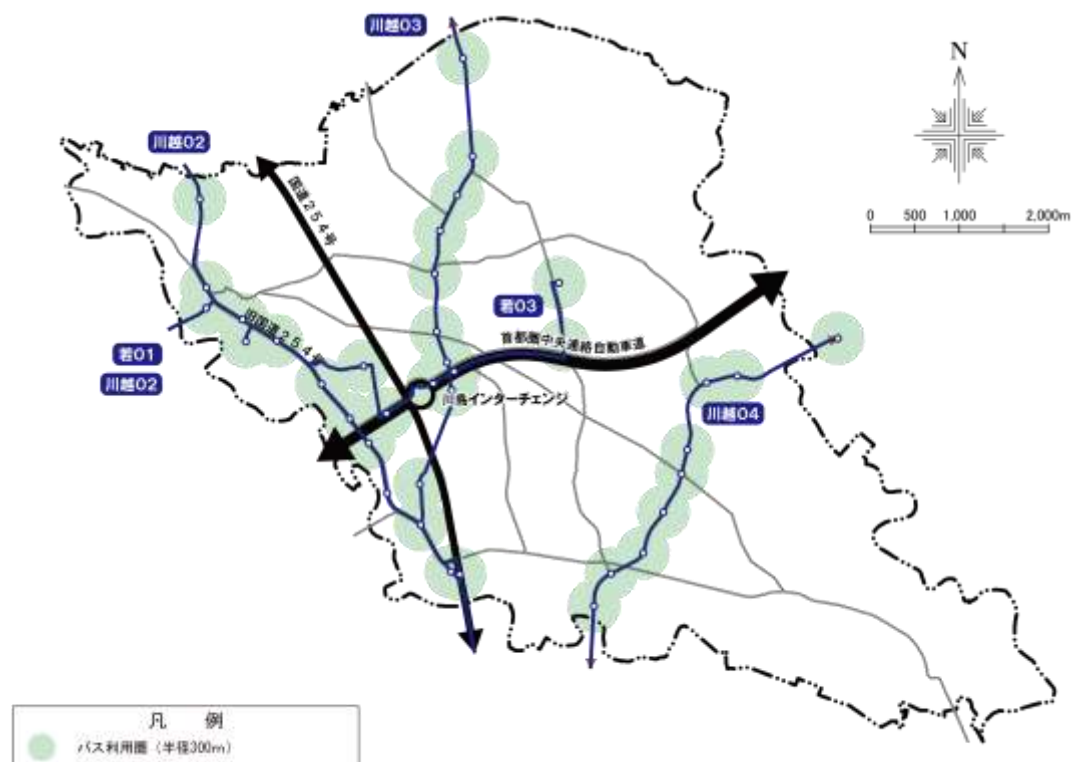


図 バス路線の状況

資料：民間路線バス会社路線図

2-5 産業特性

(1) 就業構造

平成27年（2015年）の産業別就業人口は、第一次産業は673人（6.9%）、第二次産業は3,145人（32.4%）、第三次産業は5,895人（60.7%）となり、第一次産業及び第二次産業は減少傾向、第三次産業の割合は増加傾向にあります。

第三次産業の構成比は、平成2年（1990年）時よりも17.5%増加しています。

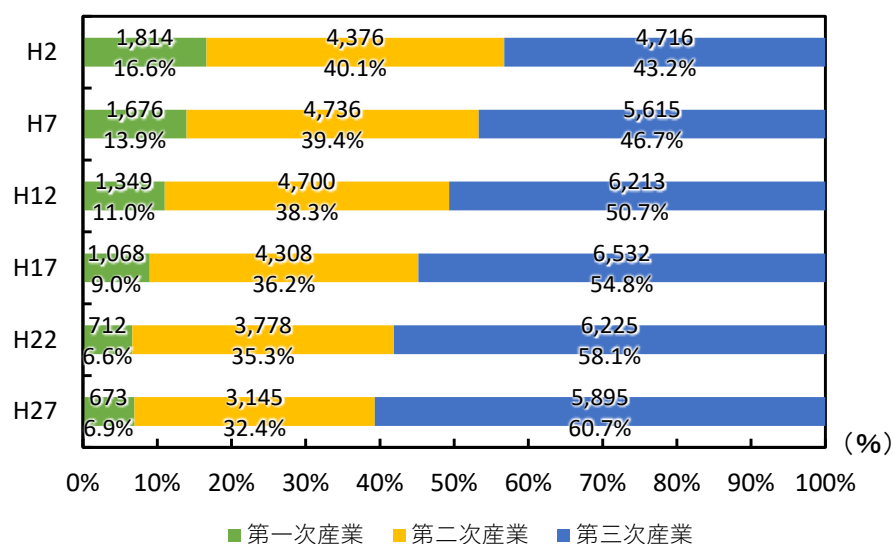


図 産業別就業人口の推移

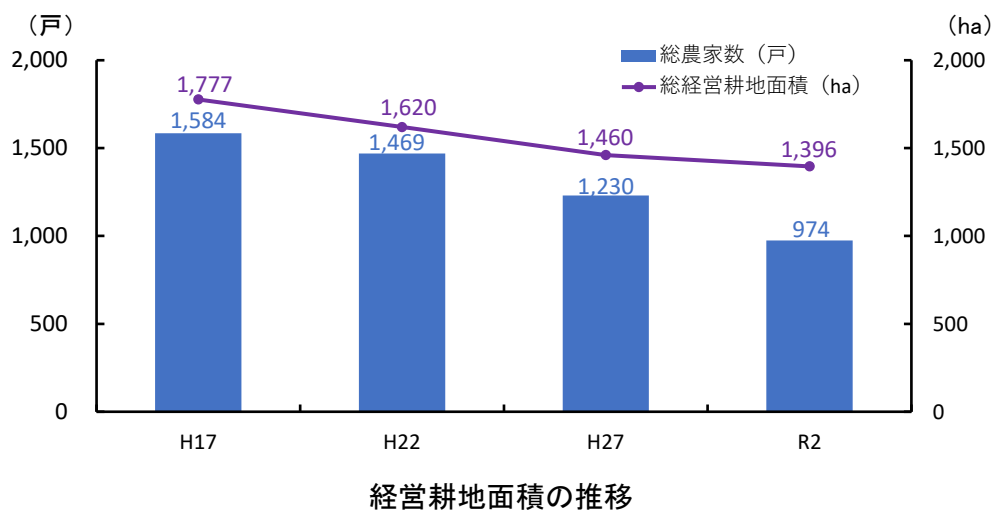
資料：国勢調査

※分類不能を含んでいない。

(2) 農業

令和2年（2020年）の総農家数・総経営耕地面積は、974戸、1,396haであり、総農家数・総経営耕地面積ともに減少傾向にあります。

平成27年（2015年）から令和2年（2020年）にかけては、総農家数が256戸減少しており、過去の減少幅よりも大きくなっています。



資料：農林業センサス

※総農家数は、販売農家数と自給的農家数の合計。

(3)工業

令和元年（2019年）の従業者数・製造業事業所数は、3,717人、78件であり、従業者数・製造業事業所数ともに横ばいとなっています。

令和元年（2019年）の年間製造品出荷額等は960億円となり、平成22年（2010年）から約80億円以上の増加となっています。

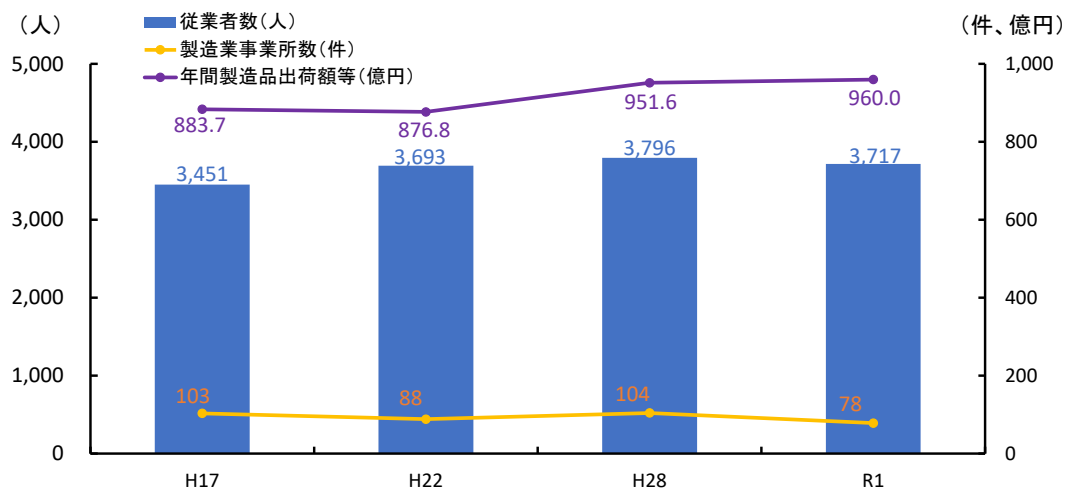


図 事業所数・従業者数・年間製造品出荷額等の推移

資料：工業統計調査、経済センサス-活動調査

※平成23年(2011年)、平成27年(2015年)、平成28年(2016年)は、『工業統計調査』は休止。

※平成23年(2011年)は、『平成24年経済センサス-活動調査』の実施に伴い、同調査の数値を記載。

※平成28年(2016年)は、『平成28年経済センサス-活動調査』の実施に伴い、同調査の数値を記載。

※従業者には、「個人事業主」「家族従業者」を含む。

(4)商業(卸売・小売)

平成28年(2016年)の事業所数・従業者数は、124件、1,170人であり、事業所数は平成24年(2012年)から増加傾向、従業者数は平成6年(1994年)から平成14年(2002年)までは年々増加したものの、その後、増減を繰り返しています。

平成28年(2016年)の年間販売額は約514億円となり、平成3年(1991年)から約345億円増加となっています。

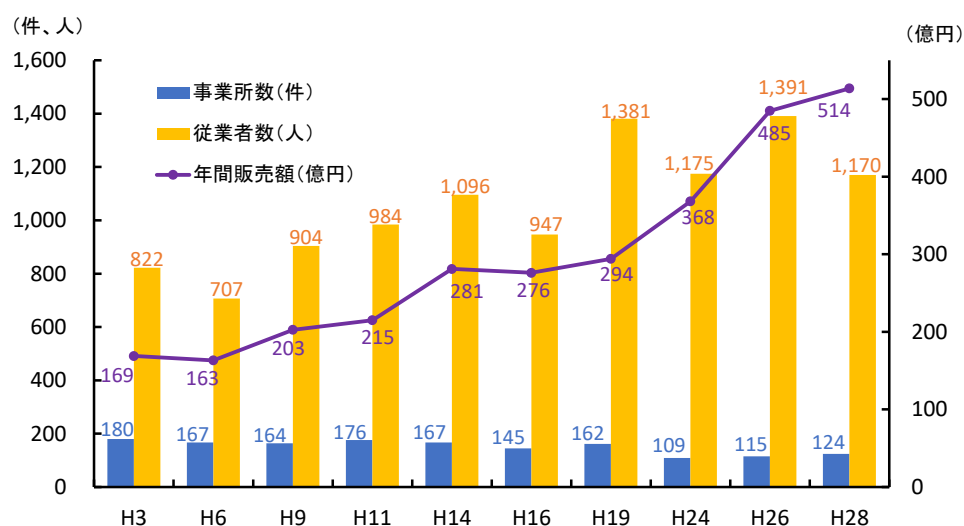


図 事業所数・従業者数・年間販売額の推移

資料: 商業統計調査、経済センサス-活動調査

※平成21年(2009年)に経済センサスが創設されたことにより、『商業統計調査』の簡易調査が廃止。

2-6 主要施設の状況

(1) 都市公園等の状況

本町における都市公園等の主な公園は12箇所あり、すべて供用済となっています。

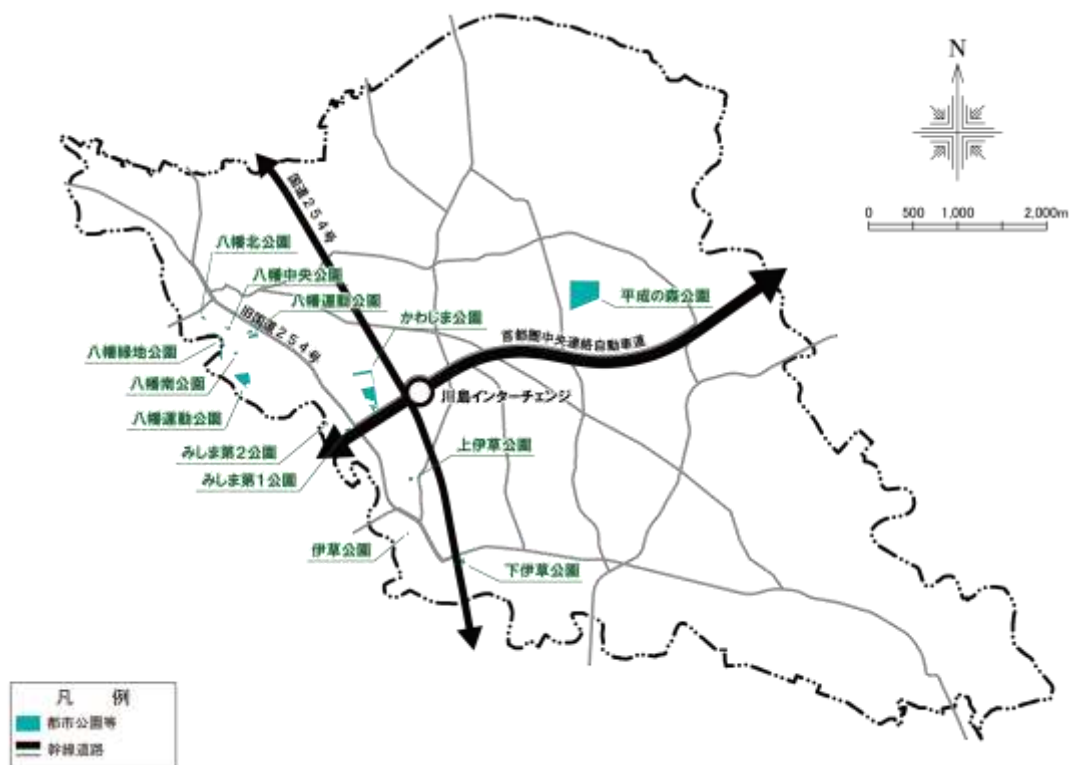


図 都市公園等の状況

資料: 平成27年都市計画基礎調査(川島町)

表 都市公園等の状況一覧

	公園名	所在地	面積
1	平成の森公園	下八ツ林920	8.38ha
2	かわじま公園	かわじま2丁目-9 他	3.03ha
3	八幡北公園	八幡1丁目4-1	0.13ha
4	八幡中央公園	八幡3丁目4-1	0.17ha
5	八幡南公園	八幡5丁目4-1	0.12ha
6	八幡緑地公園	八幡地内(越辺川堤防沿い)	1.67ha
7	八幡運動公園	八幡6丁目-1	2.39ha
8	上伊草公園	上伊草字堀ノ内1985-1 他	0.20ha
9	伊草公園	伊草232-2	0.02ha
10	下伊草公園	下伊草478-1他	0.06ha
11	みしま第1公園	上伊草3021他	0.14ha
12	みしま第2公園	上伊草3016	0.08ha

資料: 平成27年都市計画基礎調査(川島町)

※みしま第1公園、みしま第2公園は、平成29年(2017年)に供用開始。

(2) 供給施設の状況

上・下水道は、人口が集中している市街化区域を中心に整備を進めており、令和3年（2021年）3月31日で、上水道普及率は99.93%、下水道普及率は49.8%となっています。

本町は平沼浄水場系と吹塚浄水場系の2系統から構成され、平沼浄水場は県水を水源とし、吹塚浄水場は深井戸の地下水を急速ろ過によって浄水処理し、県水と混合しています。また、上流から流れてきた汚水を終末処理場まで送水する下水道中継ポンプ場は、川島北中継ポンプ場と川島南中継ポンプ場の2箇所あります。



図 供給施設の状況

資料：平成27年都市計画基礎調査（川島町）

(3) その他の公共・公益施設の状況

役場・保健センターの周辺および国道・県道の沿線において、主に図書館、文化施設・体育施設、病院、幼稚園・保育園・放課後児童クラブが集中しています。

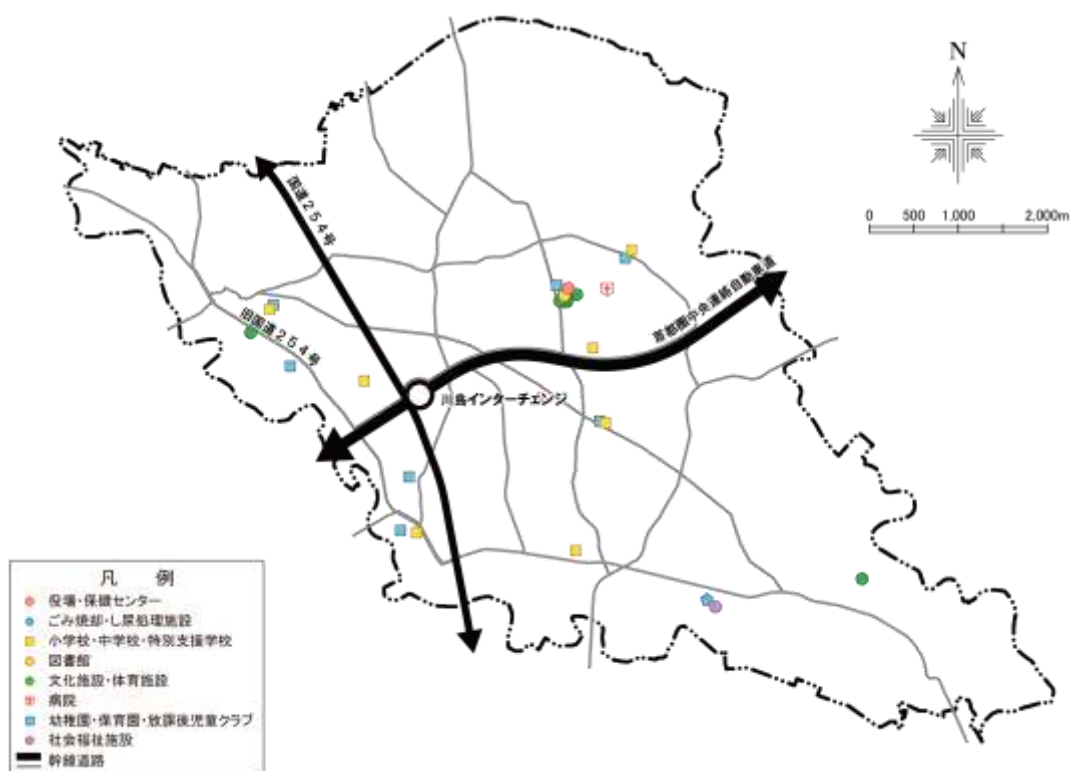


図 その他の公共・公益施設の状況

資料：川島町ホームページ

2-8 災害ハザード

(1)洪水ハザード

本町は、荒川をはじめ都幾川、越辺川、入間川及び市野川など四方を川に囲まれ、平坦な地形をした町です。そのため、過去には台風や豪雨により、家屋の浸水や田畑の冠水等の洪水被害を受けてきた経緯があります。

近年では、全国各地で短時間に100mmを超す降雨がたびたび発生し、これによる洪水被害も多発しています。令和元年東日本台風（台風第19号）により、各河川の上流では500mmを超える大雨が降り、その影響で本町においても住家の床上・床下浸水、一部損壊、業務施設や店舗での浸水等の被害が発生し、住民の約3,000人が町内の避難所へ避難しました。

これらは、地球温暖化による気候変動に起因しているといわれています。また、本町を流れる河川が決壊・氾濫した場合、国のシミュレーション（荒川上流河川事務所浸水想定区域図）によると、本町の全域が浸水すると想定されています。

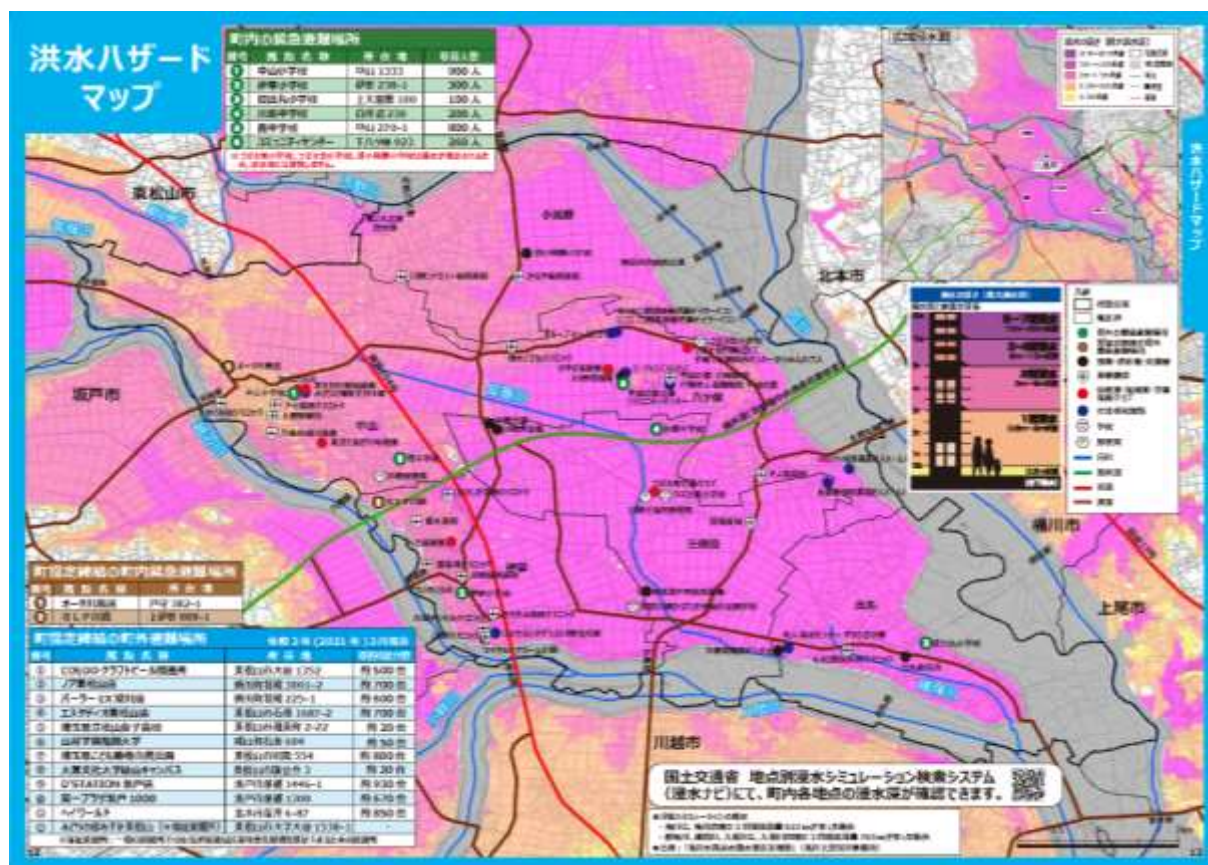


図 川島町洪水ハザードマップ

表 これまでの主な水害

発生年月	風水害名	川島町の被害状況
明治43年 (1910年) 8月	—	堤防総越水、小見野村地内に数ヶ所の決壊、川島領全領泥海と化す
昭和22年 (1947年) 9月	カスリーン台風	釘無40m破堤、曲師40m破堤、浸水831戸、田畑78町歩
令和元年 (2019年) 10月	令和元年東日本 (台風第19号)	正直、戸守、上谿地区 住家床上浸水3件、住家床下浸水7件、水害農地面積41,297㎡

資料:川島町 洪水地震 ハザードマップ・ガイドブック

(2)地震ハザード

本町に大きな被害をもたらした主な地震として、関東大震災、西埼玉地震、東日本大震災があげられます。特徴として、他市町村に比べ人口規模で比較すると、被害を受ける割合が高くなっています。これは、川によってつくられた地盤の弱い土地で、地震時には揺れやすく液状化を起こしやすいことが要因の一つと考えられています。

今後、本町に大きな被害をもたらす想定地震として、関東平野北西縁断層帯地震があげられています。

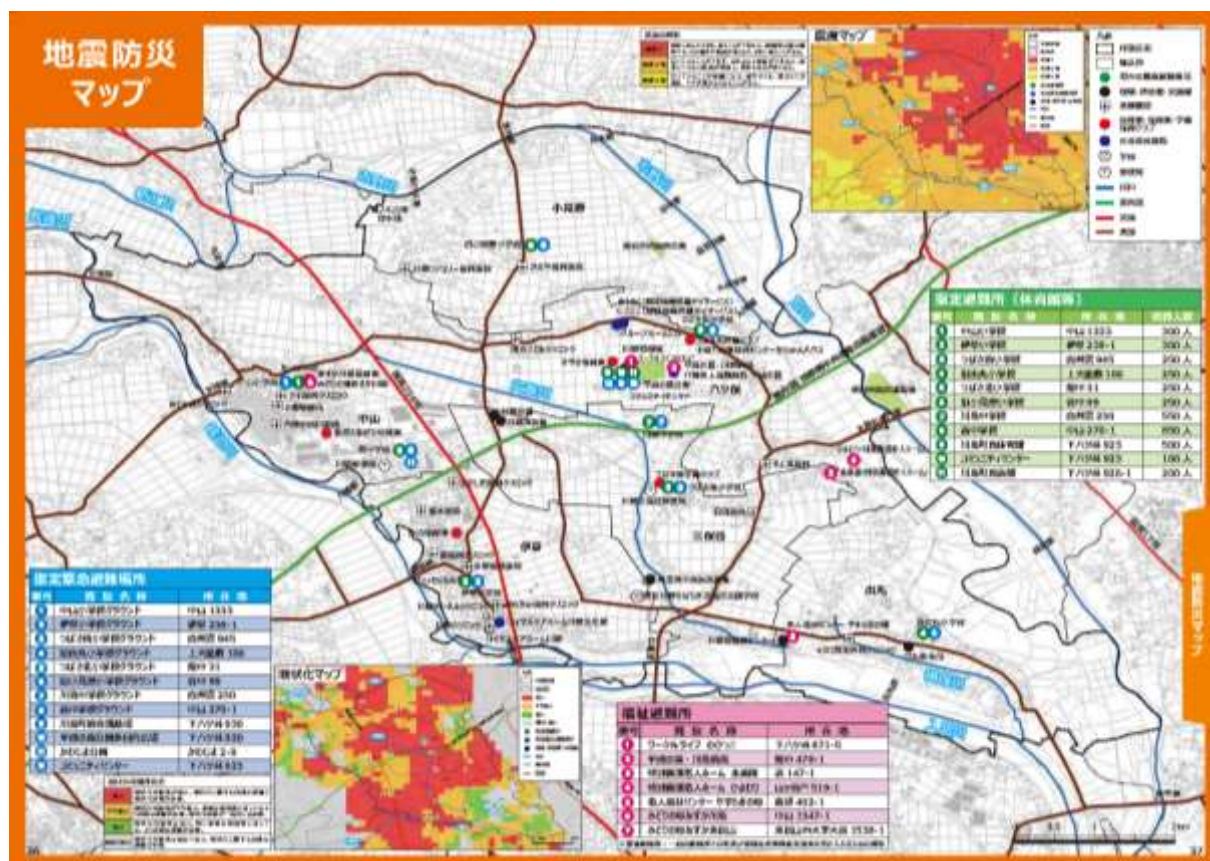


図 川島町地震防災マップ

表 これまでの主な地震災害

発生年月	地震名・規模	川島町の被害状況
大正12年 (1923年) 9月	関東大震災 規模M7.9、 震源地：相模湾	全壊359戸、半壊353戸、死傷者 8 名
昭和 6 年 (1931年) 9月	西埼玉地震 規模M6.9、 震源地：深谷市	全壊 2 戸、半壊 2 戸、破損401戸、死傷者 1 名
平成23年 (2011年) 3月	東日本大震災 規模M9.0、 震源地：三陸沖	住家の屋根瓦の一部破損408棟、その他63件（ブロック塀の倒壊、物置外壁の亀裂及び剥離等）鳥羽井沼の駐車場の一部で液状化、護岸の一部崩落

資料：川島町 洪水地震 ハザードマップ・ガイドブック

2-9 住民意向

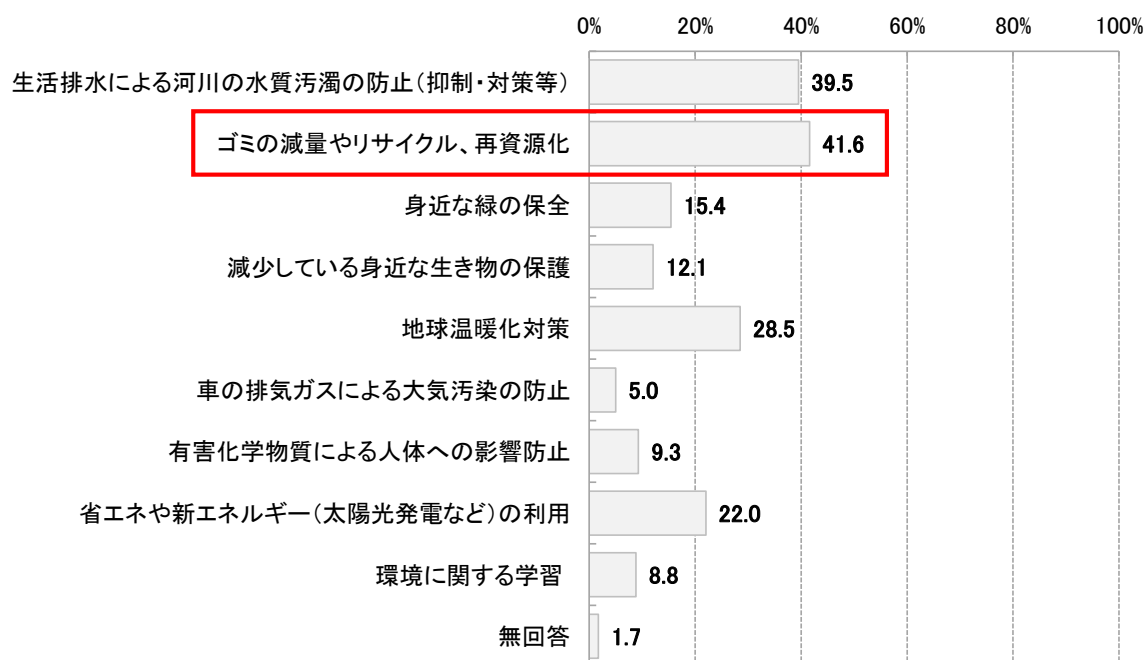
本町では、第6次川島町総合振興計画の策定の基礎資料とすることを目的に、町民アンケートを実施しています。都市計画・まちづくりに関連する住民意向は、以下のとおりです。

表 調査概要・回収結果

対象者	18歳以上の町民から無作為に2,000人を抽出
実施時期	令和2年（2020年）9月24日（木）～10月8日（木）
配布・回収方法	郵送にて配布、Web上での回答もしくは郵送で回収
回収結果	回収数：863票（Web回答：266、郵送：597） 回収率：43.2%

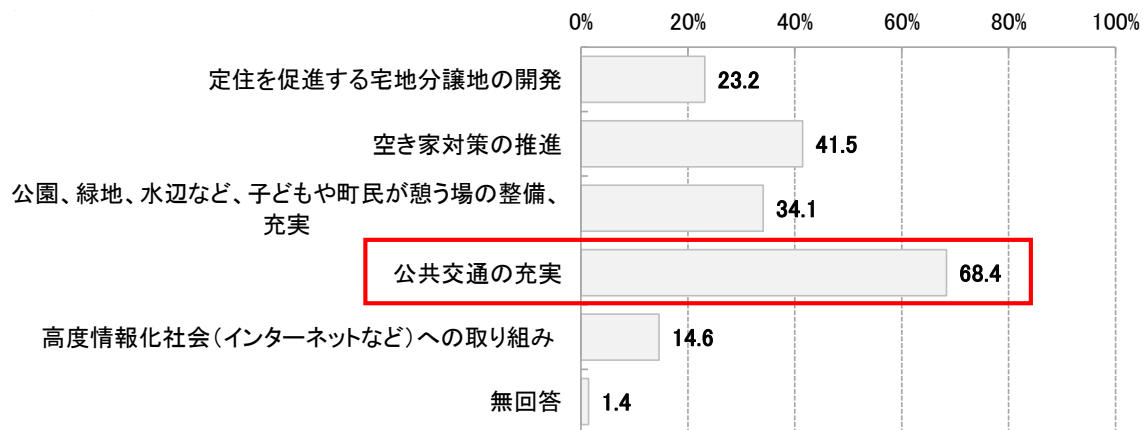
資料：第6次川島町総合振興計画策定のための町民アンケート報告書

【 自然環境・生活環境 】の取り組みで、重点的に進めていくべき施策



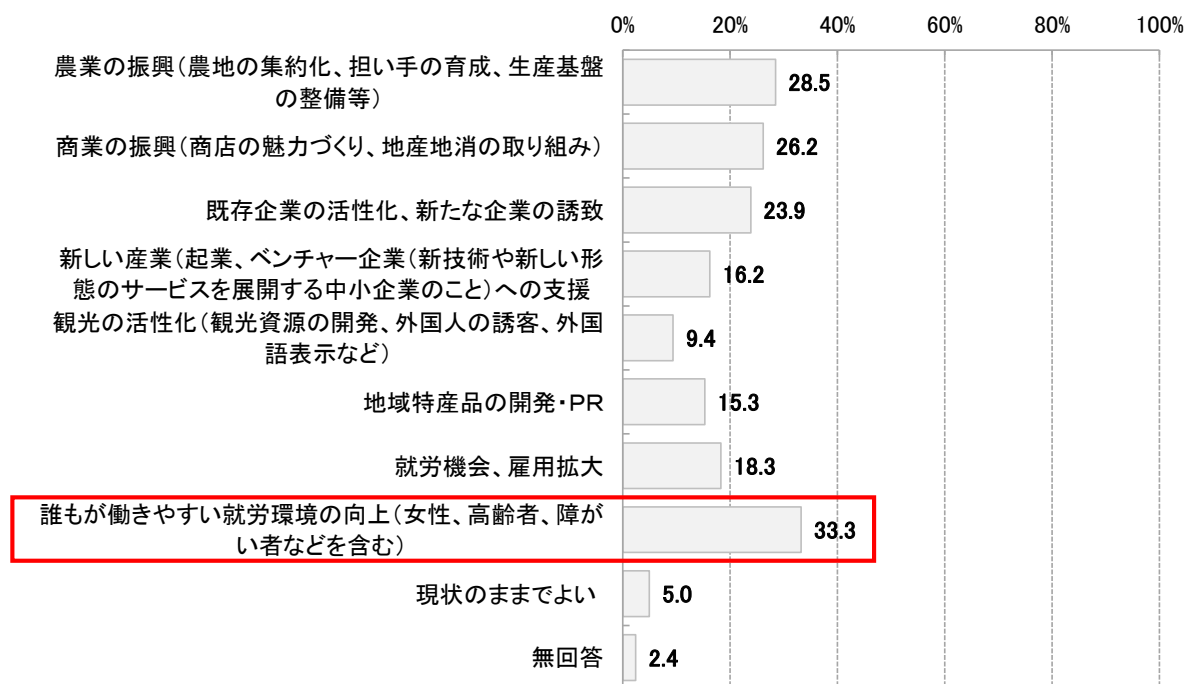
- 「ゴミの減量やリサイクル、再資源化」が41.6%で最も高く、次いで「生活排水による河川の水質汚濁の防止」39.5%、「地球温暖化対策」が28.5%と続いています。
- 町民一人ひとりの配慮と努力が関係する、ゴミや排水への関心が高く、町の施策としても求められていることが分かります。

【 都市基盤 】の取り組みで、重点的に進めていくべき施策



- 「公共交通の充実」が68.4%と最も多く、次いで「空き家対策の推進」が41.5%、「公園、緑地、水辺など、子どもや町民が憩う場の整備、充実」が34.1%と続いています。
- 「公共交通の充実」については、過年度アンケートにおいても70%を超えていることから、重点課題としての対応が求められています。

【 産業振興、雇用拡大 】の取り組みで、重点的に進めていくべき施策



- 「誰もが働きやすい就労環境の向上」が33.3%と最も多く、次いで「農業の振興」28.5%、「商業の振興」が26.2%と続いています。
- 就労環境・農業振興・商業振興と、町の産業の発展が求められていることが分かります。

第3章 まちづくりの課題

本町におけるまちづくりの課題を、近年の社会経済情勢の変化や町の現況を踏まえて、6つのまちづくりの分野別に整理します。

(1) 土地利用・市街地整備

■市街地と農地・集落地からなる土地利用の大枠の維持

本町は、市街地がコンパクトにまとまっており、住宅市街地・産業地と農地・集落地に大きく二分された土地利用がされています。相互が共存した暮らしやすい町となっており、本町のまちづくりにおいては、この特性を活かしていくことが必要であると考えられます。

■「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進

近年、多極型の都市構造による「コンパクトシティづくり（コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり）」が、人口減少社会に対応するための有効な政策手段と考えられています。同様の問題に直面する本町においても、この考え方に基づいて、各地域を公共交通ネットワークで結ぶまちづくりを進めていくことが重要になっています。

■きめ細かな視点に立った住宅市街地の環境保全・改善と利便性の向上

住宅市街地は、低層住宅が中心で閑静な住環境に恵まれています。歩道がない・幅員の狭い生活道路など、地区環境に改善が必要とすることがみられます。また、鉄道駅のない本町では、買物などの際には自動車の利用が不可欠となっており、自動車を持たない方や高齢者などの生活利便性の維持が課題となっています。

住み続けられるまちづくり、町外から人を呼び込むまちづくりのために、生活利便施設の集約などによる歩いて暮らせるまちづくりの推進など、生活者の視点に立った取り組みが求められています。

■増加が見込まれる空き家の有効活用

全国的に空き家が増加する中、本町でも空き家は増加傾向にあり、今後の人口減少社会においてさらに増加していくものと考えられます。空き家の発生は、管理不良により火災や倒壊、犯罪の発生などの危険が高まり、都市景観の面からも問題となります。そのため、空き家の適正な管理と有効活用をいかに促進するかが大きな課題となっています。

■川島インターチェンジ周辺における産業基盤の拡大

川島インターチェンジ周辺では、その立地優位性を生かして、土地区画整理事業による産業基盤整備と企業誘致が進められてきました。しかし、引続き高い企業立地ニーズや地域経済の活性化、雇用創出を図るため、更なる産業基盤整備が求められています。

(2)道路・交通体系

■広域幹線道路の交通処理機能の維持・向上

本町には圏央道や国道 254 号が通っており、町外に連絡する広域幹線道路としての機能を担っています。これらの路線は、物流などの産業面のみならず、通勤や買物などの住民の生活にとっても欠かせない存在であり、広域交通の処理機能を維持・向上させていくことが重要です。

■整備効果の高い都市計画道路の早期整備

都市計画道路は、地域レベルの交通利便性を高めるほか、非常時の避難・救援動線としての機能などの向上も見込めますが、整備には用地の買収など多額の投資を必要とし、地域の理解も得る必要があります。

本町では、都市計画道路として 5 路線（圏央道・国道 254 号を含む）が計画決定していますが、整備率は約 64%にとどまっています。そのため、整備効果や住民意向などを総合的に踏まえ、必要性を含む検証を行うことが必要となっています。

■生活道路ネットワークの改善

本町の生活道路は、計画的に開発された八幡住宅団地を除いては、^{きょうあい}狭隘道路や見通しの悪さなど、改善が必要な箇所があります。生活道路整備の立ち遅れは、住環境のみならず、防災面においても不安要因となることから、円滑なネットワークの形成が求められています。

■現状のバス路線の基本的維持と需要に見合った対応

本町には、民間路線バス及びデマンド型交通「かわみんタクシー」が運行されています。しかし公共交通の柱となる民間路線バスには交通空白地が多く存在するほか、運行本数が少なく、運行時間も十分とはいえない状況にあります。そのため、公共交通サービスの維持とさらなるサービスの拡充が求められています。

(3)水と緑のまちづくり

■豊かな田園空間の保全

本町の過半を占める農地は、食糧生産機能のほか、環境や生態系の保全、良好な景観形成などの多面的な価値を有しています。しかし、総農家数の減少と共に、年々その面積が減少しています。そのため、これらの農地を次世代に引き継ぎ、豊かな田園空間を保全していくことが求められています。

■うるおいある水辺空間の保全と活用

本町には、農業用排水路や池沼も多くみられ、こうした水辺空間は、住民の憩いやレクリエーションの場ともなっています。本町の周囲を流れる河川についても、洪水を防止するための治水の観点に加えて、うるおいの感じられる水辺空間として保全・活用していくことが求められています。

■花に親しめる空間づくり

本町では、桜・コスモス・ひまわりなどの四季折々の花々を楽しむことができます。

公共公益施設や幹線道路の植栽帯、住宅地の庭など、様々な場所で緑化に努めるとともに、花に親しめる空間づくりを進めていくことが望まれます。

■個性ある公園整備の推進

本町には平成の森公園などの公園が整備されており、多くの住民の憩いや交流の場となっています。これらの公園の適切な維持・管理を継続するとともに、地域間交流の場としての機能強化や、利用者のニーズに対応できる公園整備が求められています。

(4)景観まちづくり

■田園・水辺景観の保全

本町では、農地や樹林地、河川、農業用排水路、池沼などにより、うるおいの感じられる景観が形成されています。こうした本町を彩る原風景を引継ぎ、保全していくことが求められています。

■住宅市街地・産業地の景観保全と形成

計画的に開発された八幡住宅団地や川島インターチェンジ周辺の産業団地などにおいては、統一された街並みが形成されているため、その保全に努めることが必要です。

古くからの住宅市街地が形成されている地域は、建物の更新の機会などを生かして、その景観を改善していくことが求められます。

■歴史的・文化的景観資源の保全と活用

本町の各所には、スポット的な景観資源がみられます。地域に彩りを与えているこれらの景観資源を守り育てる取り組みが求められています。

(5)公共公益施設

■公共公益施設の維持・適正配置

本町の西部に広がる市街化区域や町役場の周辺を中心として、公共公益施設が立地していますが、施設の老朽化や人口減少による財政の逼迫、住民ニーズの変化などへの対応が今後の課題となっています。効率的・効果的な都市のマネジメントを推進するため、施設の統廃合や機能再編など、適正配置に向けた検討を行っていくことが必要となっています。

(6)安全・安心のまちづくり

■総合的な防災まちづくり

町民の生命と財産を守る防災は、まちづくりにおいて最も重要な分野の一つです。風水害をはじめ、地震などの自然災害に総合的に対応する防災体制を構築するとともに、本町の安全性の向上を図っていく必要があります。

特に、河川に囲まれた低地にある本町では、大雨により河川が決壊・氾濫した場合、町全域が浸水するなど、甚大な被害の発生が危惧されています。そのため、町外避難を原則としつつ水害対応の強化を図っていく必要があります。

■さらなる高齢化社会に備えただれもが安心して暮らせるまちづくり

多様な人々の生活に寄り添ったまちづくりの推進には、「社会的包摂」や「ユニバーサルデザイン」（特定の人たちを特別視するのではなく、あらゆる人にとってやさしい環境をつくりだすこと）の考え方に基づいたまちづくりが必要となっています。

第4章 都市の将来像

前章の「まちづくりの課題」に対応するとともに、住民・企業・行政が描く将来の川島町に対する想いを掲げ、同じ方向性を持って今後のまちづくりを推進するために、本町が目指すべき都市の姿（将来像・将来都市構造）を設定します。

4-1 将来都市像

（1）総合振興計画が示す「まちの姿」

第6次川島町総合振興計画で整理されている基本構想は、以下のとおりです。

この「2030年のまちの姿」及び「基本理念」に基づき、本町のまちづくりを進めます。

○2030年のまちの姿（本町の将来像）

①安全・安心な暮らしが未来へ続く希望のあるまち

自然が豊かで安心して暮らせる地域社会が守られ、町民に寄り添った持続可能な行政サービスが提供されています。

■将来像実現のキーワード「守る、持続」

②人と人との温かいつながりを感じることができるまち

様々なコミュニティやSNSなどのコミュニケーションの手段を活用し、町民一人ひとりが豊かな人間関係を築いています。

■将来像実現のキーワード「つながり、町民一人ひとり」

③元気な産業と働く人の活力に満ちあふれたまち

町の特徴を活かした産業が新たな雇用や関係人口を創出し、にぎわいや活力をもたらしています。

■将来像実現のキーワード「創出、地域経済」

④未来へはばたく人財が育つまち

充実した教育環境により、町民一人ひとりが互いに称え合い、高め合う文化が醸成されています。

■将来像実現のキーワード「育てる、教育、人財」

○基本理念

「ここが好き、やっぱり好き」

(2)都市計画分野における将来都市像

本計画における将来都市像は、第6次川島町総合振興計画に関連するまちづくりの方向性として次のように設定します。

「ここが好き」 未来につなぐ かがやく都市

将来のまちの姿

- 市街地と農地・集落地・樹林地等が調和した秩序ある土地利用が守られています。
- 住宅市街地はコンパクトにまとまり、地域にふさわしい住環境が守り育てられており、日常生活や子育ての利便性も向上しています。
- 町内の各所や周辺都市に向かう幹線道路が適切に維持・管理されているほか、バスの安定運行などにより、円滑な移動環境及び良好なネットワークが形成されています。
- 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造が実現し、産業や医療などのサービスや公共交通ネットワークが維持されるとともに、環境負荷の低減につながるなど、将来にわたり持続可能なまちが形成されています。
- 川島インターチェンジ周辺では、産業基盤整備が進んでおり、地域経済の活性化や雇用創出などが達成され、都市の活力が高まりを見せています。
- 人口は徐々に減少していますが、こうした取組みにより、自然減（死亡者数が出生者数を上回ることによる人口減少）が中心で、社会減（転出者数が転入者増を上回ることによる人口減少）は最小限に食い止められ、「小さくとも魅力的なまち」として持続的な発展を続けています。
- 少子高齢化の進行もゆるやかとなり、また、防災・減災対策や防犯対策などの取組により、だれもが安全安心で快適に暮らせる環境が形成されています。

4-2 将来人口フレーム

第6次総合振興計画における将来人口フレームとして、おおむね10年後の令和12年（2030年）の人口は、17,319人になると推計されています。（令和2年10月現在19,751人（住民基本台帳））

そして本計画の目標年次である令和22年（2040年）には、さらに減少を続け15,000人に近い水準に達することが見込まれます。

都市の活力を維持するためには、人口減少に歯止めをかけることが重要であることから、安全で住みよい環境づくりなどにより転出人口を減らし、こうした減少幅が最小となるように努めていきます。



図 人口推移と将来推計等

資料：第6次川島町総合振興計画

4-3 将来都市構造

本町の将来都市像に基づき、将来の望ましい都市の構成を「将来都市構造」として示します。

将来都市構造は、次の「拠点」「ゾーン」「軸」の3つの要素から構成します。

【拠点】本町の骨格を形成するうえで重要となる場所を拠点として位置付けます。

【ゾーン】拠点・軸の形成を下支えし、都市づくりを展開するうえでベースとなる面的な区分けをゾーンとして位置付けます。

【軸】各拠点間を連携するとともに、町外への広域交通や町内移動を支える幹線道路、水辺空間や生物多様性を支える連続性を持った河川を軸として位置付けます。

【拠点】

①公共・公益拠点

町役場やコミュニティセンターの周辺は、「公共・公益拠点」に位置づけます。

公共公益施設の集積を推進し、生活サービス機能の維持・向上を図るとともに、コミュニティセンターや武道館などでの住民及び地域間交流の中心拠点とすることを目指します。

②川島インターチェンジ周辺産業拠点

川島インターチェンジの周辺を「川島インターチェンジ周辺産業拠点」に位置づけます。

土地区画整理事業が完了している北側区域のほか、南側区域における産業系開発を推進し、町の活力を向上させるための中心拠点とすることを目指します。

③水と緑の拠点

平成の森公園をはじめ、農業用貯水池周辺など水と緑の親水スポットとして特に活用が求められる地点を「水と緑の拠点」に位置づけます。

ビオトープづくりなどの取り組みと併せて、広域的なレクリエーション・レジャーの拠点とすることを目指します。

④工業拠点

既存の工業団地などを「工業拠点」に位置づけます。

「川島インターチェンジ周辺産業拠点」を補完するため工業拠点機能を強化し、町の活性化につなげていくことを目指します。

【ゾーン】

①市街地ゾーン

既に住宅・産業地化が進んでいる区域を「既成市街地ゾーン」に位置づけます。

住宅地は、落ち着きを感じさせ、安全で快適に暮らせる住環境の整った区域の形成を目指します。また、空き家・空き地などの低未利用地は、その有効利用を図ります。原則として住宅地開発はこの区域内にとどめ（「新市街地ゾーン」を除く）、コンパクトな市街地の維持を目指します。

②新市街地ゾーン

川島インターチェンジ周辺の土地区画整理事業が完了している区域と、国道 254 号沿道一帯を「新市街地ゾーン」に位置づけます。

都市的土地利用への転換を図ることで、町の活力を高めていく区域の形成を目指します。

③行政・交流ゾーン

町役場やコミュニティセンターなどの公共・公益施設が集積している区域及びその周辺を「行政・交流ゾーン」に位置づけます。

町役場をはじめとした公共・公益施設の集積、周辺環境の整備を行い、住民が集い・交流する町の代表的な拠点形成を支える区域を目指します。

④田園ゾーン

基本的に市街化調整区域が指定されている集落地と農地を中心とした区域を「田園ゾーン」に位置づけます。

農地の保全と営農環境の維持・向上を原則としつつ、集落地の住環境の向上や地域コミュニティの活力維持を目指します。

【軸】

①道路交通軸

圏央道をはじめ、国県道や都市計画道路といった広域幹線道路などを「道路交通軸」に位置づけます。

町内外への円滑な移動や、災害発生時の避難・救援のための動線を強化する観点から、東西・南北双方向の動線の強化を図ります。

②水と緑の軸

本町を囲むように流れる河川、そして町内を流れる安藤川・横塚川を「水と緑の軸」に位置づけます。

河川の水質や治水能力の向上と並行して、水に親しめる線状の空間としての機能の強化を目指します。また、河川敷の緑の保全と充実に留意し、生物多様性確保にもつながる連続性を持った軸線の形成を図ります。



図 将来都市構造

第5章 まちづくりの基本方針

「まちづくりの課題」を解決し、「川島町の将来像」を実現するため、「分野別のまちづくりの方針」を以下に示します。

5-1 土地利用と市街地整備の方針

(1) 基本的考え方

区域区分制度を基本とし、公共交通の利便性の高い地域に、居住や生活利便施設などを誘導しつつ、各地域を公共交通などのネットワークで結んだコンパクトな都市の形成を目指します。一方で、川島インターチェンジ周辺においては、計画的な都市的土地利用への転換により、町の活性化につなげることを目指します。

地域地区制度、地区計画制度、農業振興地域制度などを活用し、開発・建築行為を適切に規制・誘導します。

(2) 土地利用区分別の施策推進の方向

① 住居系地域

市街化区域内の住宅地は、指定された用途地域にふさわしい土地利用を規制・誘導し、ゆとりと潤いを感じる住環境の保全・形成を図ります。住宅の密集や、住宅と工場などの用途が混在している地区においては、その緩和・解消を図ります。また、子育て世代や高齢者などの生活利便性を維持するため、生活利便施設の集約などによる歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

計画的に整備された八幡住宅団地については、良好な住環境の維持を推進します。

今後も増加が見込まれる空き家の発生抑制と適切な管理、有効活用に向けた取り組みを推進します。また市街化区域内にみられる低未利用地については、良好な環境をもった宅地化を促進するものとします。

② 物流・工業系地域

工業系用途地域内を中心にみられる物流・工業系の土地利用については、騒音や振動対策、緩衝緑地の適切な配置など、引き続き周辺環境への配慮に努めます。新たな地域については、幹線道路沿道などで整備を検討します。

③川島インターチェンジ周辺（重点）開発地域

広域交通の利便性が高い川島インターチェンジ周辺では、計画的な都市的土地利用への転換を図り、引き続き企業立地の推進に努めます。特に、川島インターチェンジ南側地区について、産業系の土地利用を推進します。また、土地利用転換の際には、地区計画制度などの活用を検討し、秩序ある都市的土地利用を推進します。

なお、国道 254 号沿いの地域は、優良農地（農業振興地域内の農用地区域）が広がっていることから、都市と農業が調和したまちづくりに努めます。

④行政系地域

町役場周辺の一帯は、既存の公共施設の集積を生かして、住民への行政サービスや住民及び地域間相互の交流を促進する地域として整備を図ります。

⑤農業系地域

本町に広く分布する農地については、米や近郊野菜の生産地として、今後も保全することを原則とします。併せて市民農園や観光農園としての活用、農地の集積、産品の多様化、担い手の確保などの農業振興関連の施策を講じていくことで、農地面積の減少や耕作放棄地の増加を最小限にとどめ、自然環境の保全を図ります。

⑥田園居住系地域

旧河川の氾濫による自然堤防上に形成された集落地については、生活環境の改善を図るとともに、農地や樹林地、水路などと合わさって形成されている良好な自然環境と景観の保全に努めます。また、地域コミュニティの活力維持を図ります。

⑦公園・緑地系地域

既存の公園・緑地と、今後、公園緑地化を検討していく池沼や樹林地などの周辺を公園緑地系地域とします。

⑧河川・水路等

本町の四方を囲む河川や水路については、貴重な自然環境を形成する資源となっていることから、国や県との連携を図りながら、河川改修を促進するとともに、親水空間などとして活用を図る土地利用を進めます。



図 土地利用と市街地整備の方針

5-2 道路・交通体系の整備の方針

(1) 基本的考え方

道路・公共交通ネットワークにより、町内外の円滑な移動環境の確保、隣接市町との連携強化を目指します。

自動車交通処理の機能向上のほか、歩行空間や自転車走行空間の充実、案内標識の改善、非常時の避難救援機能の確保など、安全で歩きやすい道路空間の形成を図ります。

重要な公共交通である民間路線バスの存続を図るほか、最新技術の導入を検討し、子ども・高齢者・障がい者など、だれもが使いやすい公共交通ネットワークの整備を目指します。

(2) 施策推進の方向

① 道路体系

広域幹線道路である圏央道・国道 254 号・県道について、更なる整備の推進と適切な維持管理を関係機関に要請します。また、川島インターチェンジ周辺における開発の進捗と併せて、アクセス道路網の改善を検討します。

主要町道の的確な維持管理とともに、地域内外の交通需要に対応するため、広域幹線道路と連携し、主要な公共公益施設へのアクセス性の向上を図ります。

長期末整備の都市計画道路については、周辺の土地利用動向や住民意向などを総合的に踏まえて、路線の見直しを含めて検討します。

生活道路については、幅員4mに満たない狭^{きょうあい}隘道路の解消や危険な交差点の改善などを図ります。

② 公共交通体系

民間路線バスは、その存続を図るとともに、運行本数や運行時間の拡大、停留所の改善などについて、適宜民間事業者に要請していきます。「サイクル・アンド・バスライド（自転車を留めてバスに乗車すること）」の推進とともに、停留所周辺への駐輪場整備を検討します。

デマンド型交通「かわみんタクシー」の運行を継続するとともに、利便性の向上を図ります。自動運転技術に関する研究開発が進んでいますが、本町でその実用化が可能か、調査・研究を進めていきます。

川島インターチェンジ南側地区などの産業基盤整備により新たなバス需要が発生した場合には、民間路線バスのルート変更やデマンドバスの新設も検討します。また、圏央道を利用した目的地直行バスの導入可能性についても検討していきます。



図 道路交通体系の整備の方針

5-3 水と緑のまちづくりの方針

(1) 基本的考え方

河川や、用排水路、池沼、農地などの貴重な資源をネットワークとして、「水と緑の空間」を守り育てていくことを目指します。

平成の森公園をはじめとした公園が、住民の憩いやレクリエーション、交流などのための場となっているため、適切な維持管理を継続する一方で、さらなる充実を目指します。また、公園や市街地空間において、緑化や花植え活動の推進により「花と緑に包まれた町」の形成を図ります。

(2) 施策推進の方向

① 公園・緑地

都市公園や、堤外河川敷・池沼などを活用した多彩な「水と緑の空間」の整備と適切な維持・管理を図ります。

平成の森公園や、新たな公園整備にあたっては、PFI（民間の資金・運営能力・技術力を活用した公共施設の整備・管理手法のこと）などの民間活力を活用した手法の導入を検討し、事業化や維持管理の効率化を図ります。

環境保全や景観形成などの観点から、価値の高い緑地については保全に努めます。

② 緑化活動

公共公益施設は、建て替えなどの機会を利用して緑化を推進します。

民間施設や住宅における緑化を促進します。また、花植え活動の促進などにより、色彩豊かな都市空間の創出を図ります。

③ 河川・水路・池沼

本町の四方を囲む河川は、治水機能の維持・向上のための河川改修とともに、親水機能やレクリエーション機能の向上を国や県に要請します。

荒川については、その河川敷を活用してビオトープがつくられ自然体験の場となっているため、豊かな生態系保全のための活動支援などに努めます。

町内を流れる小規模河川や水路は、流量の維持・改善に努め、水質保全や水辺空間としての整備を図るとともに、効率的な内水排除のために計画的な整備を推進します。



図 水と緑のまちづくりの方針

5-4 ふるさと景観の保全・形成の方針

(1) 基本的考え方

田園景観が広がり、本町の四方を囲む河川が形づくる「水と緑の景観」の保全と、美しい市街地景観の維持・形成を目指します。

川島インターチェンジ周辺の産業地開発にあたっては、秩序ある景観の創出を目指します。

地域のシンボルともなっている神社仏閣などの歴史的・文化的な景観資源の保全を目指します。

(2) 施策推進の方向

① 水と緑の景観

田園からなる農地や樹林地、集落地が形成する緑豊かな「ふるさと景観」の保全を図ります。
また、本町の四方を囲む河川や農業用水路・ため池などは、水辺空間・親水空間として景観保全に努めます。

桜づつみをはじめとする樹木・花々の景観の保全と活用を図ります。

② 市街地における景観づくり

住宅市街地・産業地においては、統一的な街並みが維持・形成されるように、高さや意匠などへの配慮、敷地内の緑化などを促進します。

川島インターチェンジ周辺における都市的土地利用への転換にあたっては、地区計画制度の活用などにより、周辺環境と調和した景観形成を図ります。

③ 歴史的・文化的景観資源

廣徳寺の大御堂をはじめとする神社仏閣、遠山記念館の邸宅などの歴史的・文化的な香りを伝える景観資源の保全・活用を図ります。

5-5 公共公益施設の整備の方針

(1) 基本的考え方

公共公益施設は、多くの町民が利用する施設であるため、利用のしやすさや本町の財政状況など様々な観点から、適正な配置と維持管理を目指します。また、衛生的かつ快適に暮らせるように、上・下水道施設やごみ処理施設などの整備・維持管理を図ります。

(2) 施策推進の方向

① 公共公益施設の適正管理と再配置

公共公益施設は、「川島町公共施設等総合管理計画」に基づき適切な維持管理を図ります。その上で、将来の人口規模や財政状況の見通し、施設の耐用年数などを考慮したうえで、必要に応じて多機能化や複合化、統廃合・再配置を進め、持続的な行政サービスの維持・向上を図ります。その際には、PFIなどの民間活力を活用した整備・運営や、再生可能エネルギーの利用などによる環境に配慮した整備を図ります。

町役場の行政機能の維持強化を図るとともに、周辺に行政サービス機能の集積を図ります。

② 道路、橋梁など

「川島町公共施設等総合管理計画」及び個別計画に基づき、計画的な維持・管理を継続します。併せて、長寿命化や耐震性の向上、環境保全機能の向上などに努めます。

③ 上・下水道施設、ごみ処理施設など

上水道は、「川島町水道事業ビジョン」に基づき、適正な施設更新や耐震対策、経営基盤の強化に努めます。下水道は、市街地などは公共下水道事業、その他の地域は合併浄化槽設置整備事業や用排水路の整備により、適正な汚水処理を図ります。

ごみ処理施設は、可燃ごみを処理するごみ焼却施設が稼働から既に40年経過しており、新たな施設の建設が検討されています。ごみ処理の広域化や民間活力の活用などを踏まえ、適正なごみ処理体制の構築を図ります。

5-6 安全・安心のまちづくりの方針

(1) 基本的考え方

水害・震災といった自然災害に対しての脆弱性の軽減・解消に向けた取り組みを推進するほか、防犯や交通安全、新しい生活様式への対応など安全・快適な暮らしを守る「安全・安心のまちづくり」を目指します。また、「川島町地域防災計画」や「川島町国土強靱化計画」と連携し、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を図ります。

(2) 施策推進の方向

① 水害対策

四方を囲む河川などについては、河川改修などによる治水機能の向上を関係機関に要請します。また、指定緊急避難場所の機能強化や、雨水幹線の整備・維持管理を図ります。

近年、局所的な集中豪雨が頻発する中、ハード面の整備による治水対策には限界があることから、本町と協定を締結する町外避難場所の機能強化や、町民への情報伝達などを含めた総合的な治水対策を推進します。

② 震災対策

「川島町建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震性が不十分な公共公益施設や民間建築物について、耐震診断を促進するとともに、必要な耐震補強・改修、建替えなどを促進します。

災害時に避難や救援を行うための動線として、圏央道や国道 254 号をはじめとする広域幹線道路が「緊急輸送道路」の指定を受けているため、沿道建築物の耐震化など、機能の維持・向上のための取り組みを推進します。その他の主要な道路及び沿道についても、災害に強い道路ネットワークの構築を図ります。

学校・公民館・公園など災害時の避難場所などに指定されている施設では、その適切な管理と機能の強化を図ります。また、防災倉庫の適切な維持・管理を図ります。

③ 安全・安心のコミュニティづくり

防犯対策や緊密なコミュニティの形成などの取り組みと並行して、通学路や公園などのオープンスペースにおける死角の解消や、防犯灯の整備を図ります。

空き家の適切な管理を促進するほか、空き家発生の抑制や有効活用に向けた取り組みを促進します。

ハザードマップの周知による防災意識の向上や、被害想定に変化があるような場合には適宜見直し、その周知を図ります。

④福祉のまちづくり

高齢者や障がいのある方も気軽に外出して安全に移動できるように「福祉のまちづくり」を推進します。また、道路や公園などの公共公益施設のバリアフリー化を図るとともに、だれもが安全・快適に利用できる環境を作り出していく「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいたまちづくりを推進します。

⑤新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした、働き方・住まい方の変化など、新しい生活様式に対応したまちづくりを進めます。

公共施設など多くの人が利用する場においては、多様な利用ニーズに応じた施設開放やゆとりある空間確保など柔軟な対応に努めます。

教育・医療・行政サービスなどにおいては、場所や時間に制限されない、より効率的で平等なサービスの展開を図るため、ICTの活用など新たな情報通信技術の導入を進めます。

第6章 地域別構想

地域別構想では、前章の「まちづくりの基本方針」を踏まえ、地域ごとの特性や課題に応じたきめ細やかな「まちづくりの方針」を示します。

6-1 地域設定の考え方

本計画では、地域区分として、次の3つの地域を設定します。

国道254号を軸に、本町西部に広がる市街地などについて、圏央道以北を「西部北地域」、圏央道以南を「西部南地域」とします。一方、本町東部に広がる田園居住系地域や農業系地域、町役場周辺の公共・公益施設が集積する行政系地域を「東部地域」とします。

なお、各地域は、地域単体で成り立つものではなく、地域間や隣接市町との連携・補完の関係性を持っています。そのため、各地域の特性を生かしたまちづくりを展開することで、他地域との相乗効果により、町全体の発展や魅力向上が期待できます。

生活サービス機能の維持・充実のほか、地域の特性に応じたまちづくり施策を展開するとともに、地域間や隣接市町とを交通ネットワークで結び、相互に補完し、高め合う関係性を構築することで、川島町としての「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指します。

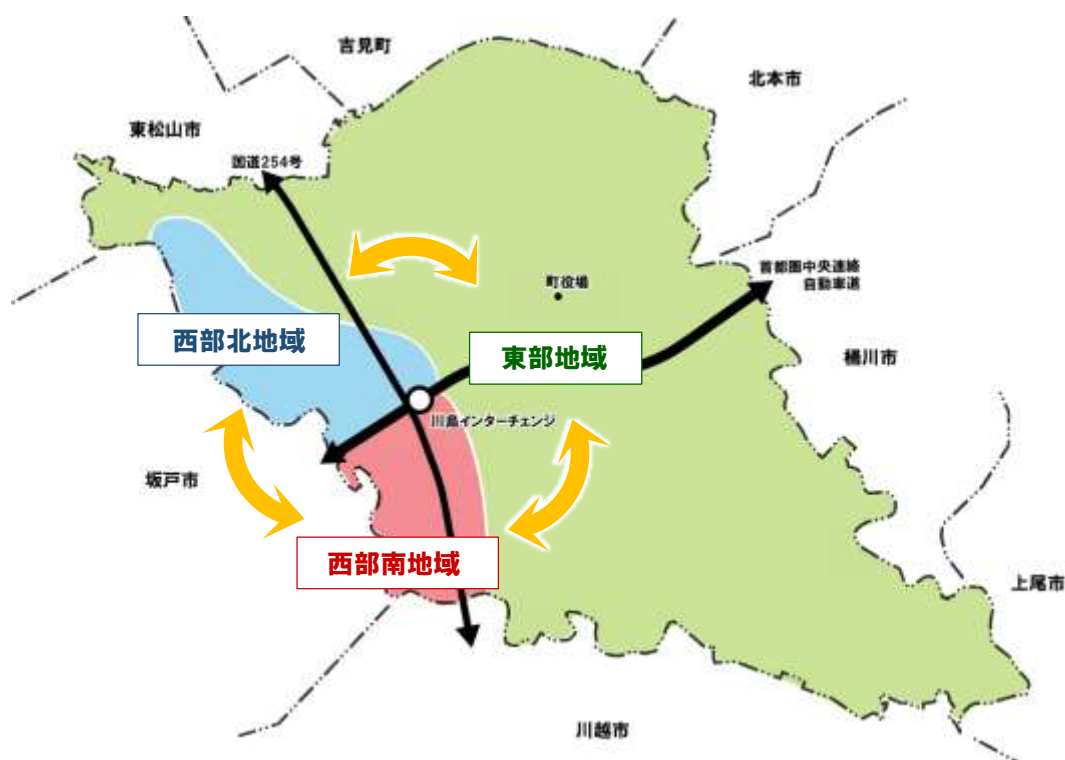


図 地域区分

6-2 西部北地域のまちづくり構想

■ 西部北地域の現況

位置・範囲	■ 町の北西部に位置 ■ 概ね「八幡」「中山」「吹塚」「かわじま 1 丁目及び 2 丁目」（以上町名）の範囲
法規制	■ 八幡・中山の市街地の多くが市街化区域 ■ 市街地の外周部は市街化調整区域であり、東側には農業振興地域内の農用地区域が広がり、西側には農業振興地域外の農地が点在する
土地利用	■ 中山・吹塚は古くからの市街地・集落地 ■ 八幡には一戸建て住宅と工場が立地 ■ 川島インターチェンジ周辺に工業・物流系の施設が立地 ■ 都市的な土地利用が進んでいる地域 ■ 旧国道 254 号沿道に複数の店舗が立地
市街地整備等	■ 川島工業団地：埼玉県企業局による工業団地造成事業（昭和 57 年（1982 年）事業完了、工業地面積約 26.0ha） ■ 八幡住宅団地：埼玉県住宅供給公社による住宅用地の分譲（昭和 57 年（1982 年）事業完了、住宅地面積約 16.2ha） ■ 川島インターチェンジ周辺：川島インターチェンジ北側地区土地区画整理事業（平成 21 年（2009 年）完了、面積約 47.0ha）による産業（工業・物流）拠点が形成 ■ 地域の南部：三島地区土地区画整理事業（平成 30 年（2018 年）事業完了、面積約 5.2ha）による工業拠点の形成 ■ 八幡住宅団地、川島インター産業団地、三島地区に地区計画を指定

■ 西部北地域の将来像

～閑静で住みよい低層住宅地と活気ある産業地が調和した西部北地域～

- ・ 古くからの住宅市街地である中山・吹塚と、昭和後期に開発された八幡住宅団地が共に閑静な住環境を守り、快適性が向上している姿を将来像として描きます。
- ・ 戸守の工業集積地や川島工業団地、三島地区が工業拠点として町の活力を支えており、川島インター産業団地を中心とした川島インターチェンジ周辺は、産業拠点としての機能が強化されています。
- ・ 幹線道路の沿道などには生活に欠かせない地域密着型の店舗などが立地し、地域住民の生活利便性が向上しています。
- ・ 公園などが交流やレクリエーション空間として活用されているほか、越辺川の白鳥の飛来地やヒガンバナ群生群など、地域資源を生かした魅力ある地域空間が形成されています。

■ 西部北地域のまちづくりの方針

(1) 土地利用と市街地整備

- 古くからの住宅市街地である中山・吹塚は、より住みやすく安全な住環境を形成するため、^{きょうあい}狭 隘道路の拡幅や危険個所の改善、建築更新の機会を活用した敷地の整序などを促進します。
- 計画的に開発された八幡住宅団地は、都市基盤が整っているほか、地区計画による良好な住環境が保たれているため、引続き保全します。
- 工業拠点や川島インター産業団地は、既に進出している企業の立地存続に努めます。
- 新たな住宅地開発は、市街化区域への誘導による「コンパクトシティ」の維持を図ります。一方で、川島インターチェンジ周辺はその立地優位性を生かし、秩序ある都市的土地利用への転換を検討します。新たな産業地開発にあたっては、市街地整備事業などの計画的な開発手法の適用を推進します。
- 本地域を縦貫している町道 1-21 号線（旧国道 254 号）の沿道では、店舗の立地誘導により活気ある街路空間の形成を図ります。

(2) 道路・交通体系

- 広域的な自動車交通の処理を担う圏央道や国道 254 号、県道について、適切な維持管理を関係機関に要請していきます。
- 都市計画道路 3・5・24 吹塚南園部中山線は、埼玉県との連携・協力により、早期整備を図ります。都市計画道路 3・5・22 伊草戸守線については、街路事業としての整備を検討します。
- 地域を縦貫している町道 1-21 号線（旧国道 254 号）を軸として民間路線バスが運行されており、川島工業団地・八幡住宅団地と一体的に整備されたバスターミナルを起点としたバス交通網は、高齢者や学生など自家用車を持たない方にとっての重要な移動手段となっていることから、その安定的な運行を支援するとともに、路線維持のため積極的なバスの利用を促進します。
- デマンド型交通「かわみんタクシー」の運行継続とともに、そのサービス形態の充実方法について検討していきます。

(3)水と緑のまちづくり

- 地域内に存在する都市公園の適切な維持管理を継続するとともに、地域のニーズに応じたオープンスペースとしての有効活用を推進します。
- 越辺川は地域の水辺空間であるとともに、白鳥の飛来地などの地域資源も存在していることから、関係機関と連携して環境保全に努めます。

(4)景観の保全・形成

- 八幡住宅団地は、地区計画により統一された街並みが形成されているため、引続き保全に努めます。中山などの住宅市街地では、建築更新の機会を活用するなどして街並み景観の改善を促進します。
- 川島工業団地や三島地区、川島インターチェンジ周辺開発地域では、活気が感じられ、周辺環境の悪化を招かないような景観の維持・創出を促進します。
- 地域北部の農業系地域（市街化調整区域）は、農業振興地域・農用地区域に指定され、優良農地が広がっていることから、引続き町の原風景ともいえる田園景観を保全していきます。
- 越辺川付近は、水辺空間としてうるおいの感じられるような景観を守ります。

(5)公共・公益施設の整備

- 中山小学校や西中学校などの教育施設、ふれあいセンターフラットピア川島や各種公園といった公共・公益施設について、地域コミュニティに開かれた施設として適切な維持管理を継続します。
- 各施設のバリアフリー化をさらに推進するとともに、必要に応じて周辺のアクセス道路の改善なども検討します。
- 越辺川に隣接する吹塚浄水場は、老朽化が顕著であるため、計画的な施設更新を図ります。

(6)安全・安心のまちづくり

- 本町の東側を流れる荒川の堤防が決壊した場合、本町のほぼ全域が水没してしまうことが予想されているため、地域における避難経路の機能の維持向上などに努めます。また、地域の西側を流れる越辺川と併せて、治水機能の向上を関係機関に要請していきます。
- 地震対策として、建物や構造物の耐震性・耐火性の強化を推進するほか、中山小学校・西中学校などの指定緊急避難場所については、機能の維持・強化を図ります。みどりの郷あすか川島については、福祉避難所としての協定を締結していることから、緊急時に備えた連携強化に努めます。
- 八幡住宅団地では、本町でも特に高齢化の進行が顕著であり、空き家の増加が懸念されることから、適切な管理と活用のための取り組みを推進します。
- 八幡住宅団地の再生や中山における自治会活動の取り組みの機会などを活用して、防災のほか、防犯や感染症対策に留意した地域づくりを推進します。



図 西部北地域のまちづくり構想

6-3 西部南地域のまちづくり構想

■ 西部南地域の現況

位置・範囲	■ 町の南西部に位置 ■ 概ね「上伊草」「伊草」「下伊草」（以上町名）の各一部の範囲
法規制	■ 県道 76 号鴻巣川島線・町道 1-21 号線（旧国道 254 号）沿道を中心に市街化区域が広がる ■ 地域の東西両端が市街化調整区域であり、越辺川沿いには農業振興地域外の農地が点在、国道 254 号以东には農業振興地域内の農用地区域が広がる
土地利用	■ 市街化区域内には概ね低層住宅地が広がる ■ 国道 254 号の西側沿道のうち川島インターチェンジに近接した地区に複数の店舗からなる大規模商業施設が立地 ■ 本町においては西部北地域と並んで都市的な土地利用が進んでいる地域
市街地整備等	■ 川島インターチェンジ周辺：川島インターチェンジ近接の国道 254 号西側において民間企業による大規模商業施設の開発（平成 19 年（2007 年）完了、面積約 10.3ha）が実施され、国道 254 号の東側についても工業・物流系の開発計画を推進 ■ 伊草地区に地区計画を指定

■ 西部南地域の将来像

～住みよい低層住宅地を中心としつつ国道 254 号沿道・

川島インターチェンジ周辺開発と連携して発展する西部南地域～

- ・ 古くからの住宅市街地が、閑静で住みよい住環境を保ちつつ、川島インターチェンジ周辺の産業拠点の発展とともに利便性が向上している姿を将来都市像として描きます。
- ・ 国道 254 号の西側沿道には、ロードサイド型の店舗が進出し、川島インターチェンジ近接の大規模商業施設と連続したにぎわいのある沿道の街並みを創出しています。
- ・ 地域東側の川島インターチェンジ南側地区における産業拠点の拡張構想が実現し、町と地域の活力がさらに増しています。
- ・ 越辺川沿いは、水辺空間として環境が保全され、地域住民の憩いの場となっています。
- ・ 歴史・文化資源が保存され、スポット的な景観や憩いの場となっています。

■ 西部南地域のまちづくりの方針

(1) 土地利用と市街地整備

- 住宅市街地の一部の地区では、道路計画に基づき整備が行われたものの、生活道路の安全性の向上が課題のため、^{きょうあい}狭隘道路の拡幅、危険個所の改善、建築更新の機会を活用した敷地の整序などを促進します。
- 新たな住宅地開発は、市街化区域への誘導による「コンパクトシティ」の維持を図ります。一方で、川島インターチェンジ周辺はその立地優位性を生かし、秩序ある都市的土地利用への転換を検討します。特に、川島インターチェンジ南側地区においては、新規の産業地開発を計画していることから、民間活力の活用などにより早期の事業化を推進します。その際には、良好な市街地を形成する観点から、地区計画などの策定を推進します。
- 川島インターチェンジ近接の国道 254 号西側の大規模商業施設は、既に進出している企業の立地存続に努めます。
- 国道 254 号の西側沿道開発にあたっては、周辺環境に配慮した規制・誘導を図ります。

(2) 道路・交通体系

- 広域的な自動車交通の処理を担う圏央道や国道 254 号、県道について、適切な維持管理に係る機関に要請していきます。
- 都市計画道路 3.5.22 伊草戸守線及び 3.5.23 堀ノ内柳ノ下線は、街路事業としての整備を検討します。
- 地域を縦貫する町道 1-21 号線（旧国道 254 号）及び県道 76 号鴻巣川島線に民間路線バスが運行されており、高齢者や学生など自家用車を持たない方にとっての重要な移動手段となっていることからその安定的な運行を支援するとともに、路線維持のため積極的なバスの利用を促進します。
- デマンド型交通「かわみんタクシー」の運行継続とともに、そのサービス形態の充実方法について検討していきます。

(3) 水と緑のまちづくり

- 地域内に存在する都市公園の適切な維持管理を継続するとともに、地域のニーズに応じたオープンスペースとしての有効活用を推進します。
- 越辺川は地域の水辺空間であるため、関係機関と連携して環境保全に努めます。

(4) 景観の保全・形成

- 住宅市街地では、建築更新の機会を活用するなどして街並み景観の改善を促進します。
- 川島インターチェンジ周辺開発地域では、活気が感じられ、周辺環境の悪化を招かないような景観の維持・創出を促進します。
- 越辺川付近は、水辺空間としてうるおいの感じられるような景観を守ります。

(5) 公共・公益施設の整備

- 伊草小学校やさくら保育園などの教育施設、各種公園といった公共・公益施設について、地域コミュニティに開かれた施設として適切な維持管理を継続します。
- 各施設のバリアフリー化をさらに推進するとともに、必要に応じて周辺のアクセス道路の改善なども検討します。
- 汚水を終末処理場まで送水する川島北中継ポンプ場及び川島南中継ポンプ場は、適切な点検及び維持管理について県に要請します。

(6) 安全・安心のまちづくり

- 本町の東側を流れる荒川の堤防が決壊した場合、本町のほぼ全域が水没してしまうことが予想されているため、地域における避難経路の機能の維持向上などに努めます。また、水害時の水防拠点整備を推進します。
- 地域の西側を流れる越辺川は、治水機能の向上を関係機関に要請していきます。
- 地震対策として、建物や構造物の耐震性・耐火性の強化を推進するほか、指定緊急避難場所である伊草小学校の機能の維持・強化を図ります。
- 自治会活動の取り組みの機会などを活用して、防災のほか、防犯や感染症対策に留意した地域づくりを推進します。

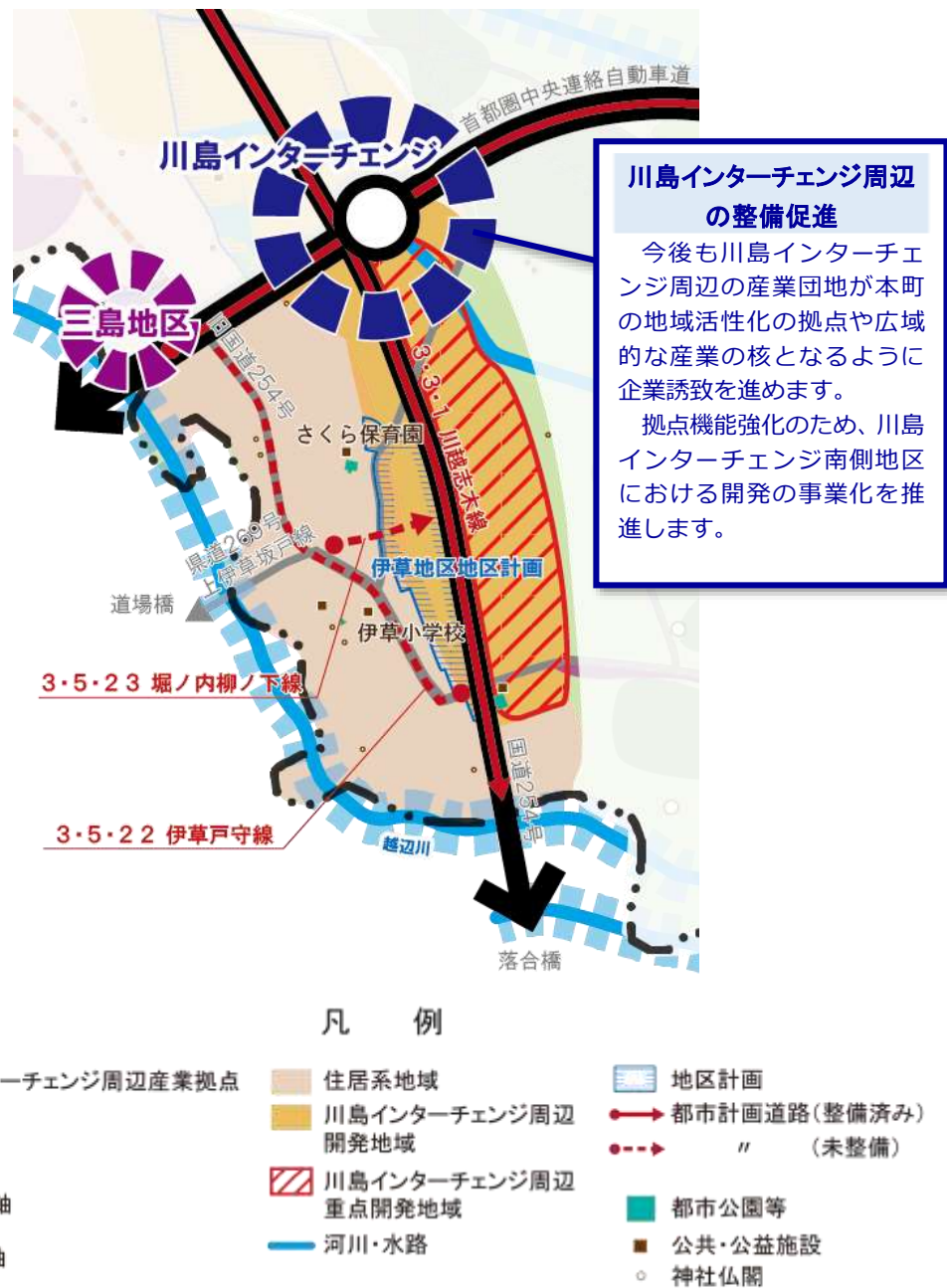


図 西部南地域のまちづくり構想

6-4 東部地域のまちづくり構想

■ 東部地域の現況

位置・範囲	■ 西部南・北地域を除く範囲
法規制	■ 全域が市街化調整区域であり、集落地と農業振興地域内の農用地区域が広がる
土地利用	■ 農地・樹林地・河川敷等の自然的土地利用が中心 ■ 旧河川の氾濫による自然堤防上に集落地が形成 ■ 町役場を中心に町立図書館、町民会館などの行政サービス施設が立地 ■ 平成の森公園が町役場に隣接

■ 東部地域の将来像

～美しい農業集落としての特性を守りつつ、生活環境が充実した東部地域～

- ・ 田園や畑地に古くからの集落地が広がる田園風景は守られつつも、町役場をはじめ、町立図書館や町民会館、平成の森公園などの公共・公益施設や川島中学校などの教育施設、町民体育館や武道館などの体育施設が集積し、町民サービス・レクリエーション・交流の場としての機能が強化されている姿を地域の将来像として描きます。
- ・ 優良農地が広がる中、行政系地域西側には農産物加工施設が立地し、町の農業振興を担う拠点としての機能も担っています。
- ・ 集落地においては、閑静な居住環境が維持されています。

■ 東部地域のまちづくりの方針

(1) 土地利用と市街地整備

- 市街化調整区域として、農地・樹林地・河川敷などの自然的な土地利用を基本として規制・誘導を行います。集落地は、地域コミュニティや住環境の維持・向上を図ります。
- 町役場周辺は、町民の交流を促進する公共施設や体育施設などが集積した一帯として、その機能の強化を図っていきます。

(2)道路・交通体系

- 広域的な自動車交通の処理を担う圏央道、国道、県道について、適切な維持管理を関係機関に要請していきます。
- 町役場周辺における今後の公共・公益施設の集積状況に応じて、駐車場の整備、アクセス道路の改善などを推進していきます。
- 民間路線バスが運行されており、高齢者や学生など自家用車を持たない方にとっての重要な移動手段となっていることから、その安定的な運行を支援するとともに、路線維持のため積極的なバスの利用を促進します。
- デマンド型交通「かわみんタクシー」の運行継続とともに、そのサービス形態の充実方法について検討していきます。

(3)水と緑のまちづくり

- 農地や樹林地は原則として保全します。
- 安藤川、横塚川といった河川の水質の維持・改善を図るとともに、親水空間としての機能強化や河川改修による整備を図ります。
- 鳥羽井沼の適切な維持管理を継続しつつ、公園化に向けた整備を検討します。
- 荒川太郎右衛門地区や三ツ又沼ビオトープは、関係機関と連携・協力を図り、自然環境の保全に努めます。
- 町の中核的な公園である平成の森公園の適切な維持・管理を継続するとともに、その運営や機能強化にあたっては、事業の効率化や利用者ニーズにきめ細かく対応していくため、PFIなどの民間活力の活用を推進します。

(4)景観の保全・形成

- 田園からなる農地や樹林地、集落地、神社仏閣などの歴史的・文化的景観資源が形成する「ふるさと景観」の保全を図ります。
- 集落地内の建築物や構造物は、周辺環境と調和した景観の誘導を図ります。
- 桜つつみや堤防に咲く菜の花などの特徴的な景観の保全を図ります。
- 町役場周辺においては、公共・公益施設の集積地にふさわしい秩序の感じられる景観の保全と景観に配慮した整備を進めます。

(5) 公共・公益施設の整備

- つばさ北・南小学校、川島中学校の教育施設、町役場や平成の森公園、旧出丸・小見野小学校などの公共・公益施設について、地域コミュニティに開かれた施設として適切な維持管理を継続します。
- 各教育施設は、少子化に対応した活力ある学校づくりを推進するため、将来的な統合を推進します。
- 各施設のバリアフリー化をさらに推進するとともに、必要に応じて周辺のアクセス道路の改善なども検討します。
- 町役場周辺は、今後の財政状況や町民意向などを総合的に踏まえて、統合や再編（小・中一貫校の開校など）を推進します。その他の施設についても統合や再編、譲渡など跡地利用の検討を推進します。

(6) 安全・安心のまちづくり

- 本町の東側を流れる荒川の堤防が決壊した場合、本町のほぼ全域が水没してしまうことが予想されているため、地域における避難経路の機能の維持向上などに努めます。また、水害時の一時避難場所となる高台整備を推進します。
- 地域外周を流れる河川や、安藤川・横塚川の内水排除による治水機能の向上を関係機関に要請していきます。
- 地震対策として、建物や構造物の耐震性・耐火性の強化を推進するほか、つばさ北・南小学校や、旧出丸・小見野小学校、平成の森公園多目的広場といった指定緊急避難場所の機能の維持・強化を図ります。
- 各自治会活動の取り組みの機会などを活用して、防災のほか、防犯や感染症対策に留意した地域づくりを推進します。

行政サービス・交流機能の強化

行政サービス機能の中核として、町役場をはじめとした公共・公益施設の集積を推進します。

町民の憩い・レクリエーション・交流の中心となっている平成の森公園について、適切な維持管理と更なる機能の充実を図ります。



凡 例

- | | | |
|------------------|------------------|--------------|
| 公共・公益拠点 | 物流・工業系地域 | 都市計画道路(整備済み) |
| 川島インターチェンジ周辺産業拠点 | 川島インターチェンジ周辺開発地域 | " (未整備) |
| 水と緑の拠点 | 行政系地域 | 都市公園等 |
| 工業拠点 | 公園・緑地系地域 | 公共・公益施設 |
| 道路交通軸 | 農業系地域 | 景観資源 |
| 水と緑の軸 | 田園居住系地域 | 神社仏閣 |
| | 河川・水路 | |

図 東部地域のまちづくり構想

第7章 構想の実現に向けて

町の将来像を実現するため、まちづくりの方針に基づく各種の施策を進めていきますが、そのためには、効果的・効率的な推進のための仕組みづくりが重要となります。そのため、以下にまちづくりの推進にあたっての方針を示します。

(1) 各主体間の連携強化

本町の将来都市像の実現のためには、住民・地域・民間事業者などが連携してまちづくりを進めることが重要です。川島町都市計画マスタープランの共有化を図るとともに、まちづくりに関する情報の周知、住民のまちづくりへの参加の場の拡大など、各主体の連携の強化に繋がる取り組みを行います。

(2) 住民主体のまちづくりの支援

まちづくりは、住民が自ら責任を持って取り組むことにより、「地域力」を高め、地域に愛着を持つことへと繋がります。そうした中、行政主導から住民主体・行政支援への転換期を迎えています。今後は地区まちづくり計画、地区計画の策定など地区単位でのまちづくりの推進、住民が主体となったまちづくり活動への支援、一般住民がまちづくりへの関心を高めてもらえるような取り組みなどを推進します。

(3) 地区まちづくり協議会の活性化の促進

町内に在住・在勤の人たちが、町の問題や課題について考える「かわじま☆未来塾」が結成されているため、その活動支援・連携を今後も継続します。将来的には、住民が主体となって実践的な活動をする「地区単位のまちづくり協議会」に発展・拡大していく姿を理想と考え、支援を行っていきます。

(4) まちづくり学習の推進

住民が地域の主人公として地域社会づくりに参画することを目的として活動する生涯学習と連携して、地区まちづくり学習の機会を提供します。

学校教育の場でのまちづくり学習や、開発事業・環境保全活動などにおける勉強会の開催を推進します。

(5) 庁内体制の整備

まちづくりは広範囲の分野にまたがっており、関係各課の横断的な連携が必要です。川島町都市計画マスタープランの共有化を図るとともに、まちづくりに関する横断的な情報の共有化を図ります。また、町に限らず国、埼玉県、周辺市町などとの連携も図るとともに、協力支援を求めます。

(6) 財源の確保と効率的な事業推進

各種の施策の実施にあたっては、必要な財源を確保することが不可欠となります。

厳しさを増す経済・財政状況にあって、多くの予算をまちづくりに投じることは困難な情勢ですが、基金の積み立て、国や県などの補助制度活用により、財源の確保を図ります。

施策や事業の重点化を図るとともに、民間の資金や経営能力・技術力の活用、場合によっては受益者負担による事業推進なども検討・推進することにより、効率的なまちづくりを進めていきます。

(7) 川島町都市計画マスタープランの進捗管理

本計画に基づく継続したまちづくりを展開していくため、計画（Plan）・実践（Do）・点検・評価（Check）・改善対応（Act）からなる【PDCA サイクル】に基づく計画内容の進捗管理を実施していきます。

国・県の方針転換や社会経済情勢に大きな変化が生じた際などは、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

本計画の進捗管理は、目標年に向けた中間年度である令和 13 年度（2031 年度）頃に計画全体の「中間見直し」を行うとともに、概ね 5 年ごとに「進捗確認」を行います。

「進捗確認」では、関連する事業の進捗確認のほか、人口推移・土地利用状況など定期的実施される基礎的調査の結果を確認し、都市の状況把握を行います。

進捗管理の実施にあたっては、関係各課による庁内組織で「進捗確認」を行い、計画内容の改定が必要と判断された場合や「中間見直し」の際には、外部委員を含めた都市計画審議会において改定内容の審議を諮ります。